

平成27年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年9月8日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三 総合政策課長 斉藤明美
企画調整幹 中村茂弘 町民課長 青井義和
建設課長 片桐栄一 農林課長 小平春幸 観光課長 今井一行
会計室長 市川正彦 教育次長 荻原邦久
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明
代表監査委員 寺島秀勝

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午後4時52分

議長（土屋春江君） おはようございます。これから、本日、9月8日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラからの取材撮影を許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（土屋春江君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、9人の議員から一般質問の通告がなされています。本日は通告順5番まで行います。

質問は、通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位並びに町当局は、簡潔な質問、答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

また、議員各位には、質問時、答弁相手を指名してから願います。

質問時間は、答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許可いたします。

最初に、**3番、今井 清君**の発言を許します。

件名は **1. 農産物加工直売所の有効活用について**

2. ふるさと納税についての2件です

質問席から願います。

〈3番 今井 清君 登壇〉

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。通告に従い、質問いたします。

まず初めに、農産物加工・直売・食材供給施設蓼科農ん喜村についてお伺いいたします。

農産物超売所は、農林水産省の2011年発表の調査によれば、全国で1万6,812施設あり、コンビニの大手、セブンイレブンの国内店舗数1万5,072店を上回っています。これほど施設数が増加した理由は、消費者の心をつかんだことが大きな要因と思われます。

直売所の商品は、どこよりも新鮮で安いイメージがあります。そして、生産者の顔が見えることも消費者にとっては大きな安心感があるのではないのでしょうか。

今、人気の農産物直売所である蓼科農ん喜村は、農村の活性化の拠点、都市との交流人口の拡大と地元農産物の知名度アップ、販売促進につなげるために、大変重要な施設だと思いますが、この点につきましては、町長はどのように認識されていますでしょうか。お伺いします。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願いま

す。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） ただいまの今井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

立科町都市農村交流施設、農産物加工・直売・食材供給施設、いわゆる農ん喜村については、山村振興等、農林漁業特別対策事業により、平成14年に竣工し、その年より農事組合法人蓼科農ん喜村において、施設使用申請により町が許可をし、運営をしていきましたが、平成23年より、指定管理者制度により、5年間の管理運営業務の協定を締結しております。来年3月を持ってその期限が満了となります。

町としても、この施設は大変重要なものだと認識しており、今後、来年からの契約について、準備をしていく予定となっております。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ただいまのご回答の大変重要な施設であるという認識を踏まえまして、農ん喜村の直売所のここ3年間の利用人数と販売実績について、どうなっていますか。農林課長にお尋ねします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） おはようございます。お答えいたします。

過去3年間の農ん喜村からの決算報告によりますと、農ん喜村全体で、平成24年度は、利用人数で7万2,270人、総販売額で7,617万9,000円余、平成25年度では、利用人数で6万8,388人、総販売額で7,481万8,000円余、平成26年度では、利用人数で6万7,900人、総販売額で7,425万1,000円余となっております。

また、直売所部門では、平成24年度で、利用人数5万5,826人、販売額6,151万5,000円余、平成25年度で、利用人数が5万2,611人、販売額5,871万1,000円余、平成26年度では、利用人数が5万1,315人、販売額で5,796万7,000円余であります。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ただいまの回答では、全国的には直売所の人気が伸びている状況からしますと、農ん喜村については、数字がちよっと伸びていない状況かと思われます。これにつきまして、原因を調査、把握していますか。農林課長にお伺いします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

農ん喜村の指定管理者との間で、年3回ほどモニタリング調査を行っております。これは、協定に結ばれたモニタリング調査でありまして、運営状況、財務状況等を報告をしていただき、確認をしながら今後の計画等もお聞きをし、その中で、改善をしていくものであります。

報告の中で、売り上げは減少はしているが、財務内容は改善されていると報告がさ

れています。以前は、品数を多くするために、市場より仕入れていたこともあったようですが、廃棄処分することもあり、売り上げは多かったですけど利益は少なかったということもあったようです。

最近はその体制を見直し、この地域で生産されたものだけを販売することにより、売上額は減少しましたが、反面、利益率は向上して、体質改善となっております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 農ん喜村は、現在、指定管理で農事組合法人蓼科農ん喜村に運営委託をしているということですが、施設は、当然、町の所有でございます。

指定管理の協定書では、毎年、事業報告書並びに収支決算書の提出が義務づけられています。運営状況につきましては、町が監督、指導する立場であることはかわりないと思いますが、この点につきまして、町長はどう思われておりますでしょうか。お伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど農林課長の答弁にもありましたけれども、基本協定の中でモニタリングを実施することになっております。それも、年3回ほど実施をしておるわけでありまして。

その中で、農ん喜村の状況、また、改善計画などを報告をしていただき、町としての考えを協議する場となっております。

今後こういった機会を通して、情報の共有をし、よりよい運営をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 先ほどの農林課長の回答の中では、実質的には伸びているようなお話でしたが、状況からいえば、なかなか売り上げ状況は、全体の売り上げが伸びていないという現状だと私は認識しております。

次に、生産者についてお伺いしたいと思います。実際に農ん喜村の商品を見ますと、立科町以外の産地の商品が多く見受けられます。当然、町とすれば立科町の生産者をふやし、地元の農産品を多く販売すべきだと思いますが、過去3年間の生産者数についてはどうなっておりますか。農林課長にお伺いします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

生産者につきましては、農ん喜村では、町内と町外者を分けて把握はしていないということですので、合計の数字になりますのでお許しいただきたいと思いますが、月々の累計で、平成24年度では1,529名、平成25年度では1,687名、平成26年度では1,528名となっております。

ちなみに、本年7月の直売所の出荷者数は140名であったという報告を受けています。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ただいまの数字をお伺いしましても、なかなか生産者については増えない現状であると思います。やはり、生産者数並びに出荷品の品目を増やし、品質の向上を上げる取り組みが大変重要だと私は考えます。

立科町は粘土質のため、野菜の味がとてもいいと聞きます。今、耕作放棄地が年々増加し、大きな問題になっています。野菜などを直売所で販売し、現金収入がふえれば、耕作放棄地の解消にもつながり、高齢者のいきがい対策にもなると考えられます。それには、この時期にこんな作物をつくれば直売所で売れるなどの生産指導や技術指導が大変重要だと思われまます。

農業振興を図るため、JAとタイアップして農業生産指導員などを配置する考えはございませんか。町長にお伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） ただいまの今井議員さんのご提言はそのとおりだと思いますが、現在のところ、町では生産指導員の配置は考えてはおりません。

しかし、農ん喜村では、自主的に本年7月末に組合員向けの栽培講習会、また、農薬使用に関する講習会を農業普及改良センターの普及員を講師に開催をしたと聞いております。

また、ほかの農産物直売所などの視察も実施され、販売作物、また、販売方法なども研究をされているようです。

今後こういった活動を継続していただき、生産、販売の振興を図っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 農業生産指導につきましても、今後、農業振興になくはない有効な政策だと私は考えますので、今後、十分検討していただきたいと思ひます。

さて、冬場や春先には野地物野菜の出荷が半減してしまうため、安定的な野菜の供給のためにはハウス野菜が必要となります。しかしながら、ハウスの設置には多額の費用を要するため、なかなか生産者の確保が難しい現状であると伺っております。

今後、新たにハウスを設置する場合には、補助金等により、生産者の支援を図り、安定供給による集客を促進すべきだと思いますが、生産者支援をする考えはございませんか。町長にお伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今のご質問ですけれども、生産者支援、これからどういうふうな形で

っていけばいいのか、非常に基幹産業である農業に対してのそういうふうな施策ということも、これから担当課と協議をしていきながら進めていきたいというふうに考えてはおります。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） できることからすべきだと考えます。

次に、施設についてお伺いします。

直売所の野菜コーナーが、他の人気の直売所に比べまして手狭なような感じがします。今後、売り場面積を広げて、お客様がゆっくり買い物を楽しめるよう整備する考えはございませんか。町長にお伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） その問題もそうですけれども、ただいまは指定管理という形で蓼科農ん喜村さんのほうにやっけていただいております。売り場面積をどうふやせばいいのかとか、中をどうしたらいいのかというのは、やはり農事組合法人蓼科農ん喜村の皆さんが主体となってやっけていく、また、それに町もどういうふうにかかわっていくのかというふうなことになると思います。

その中で、やはり協議をしていきながら、今後の売り上げをふやすためにどういうふうにしていいのかということをお話合っければというふうに考えてはおります。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 当然、改善できるところは改善すべきだと私は考えております。

直売所に隣接しまして加工施設がございます。現在、稼働されていないように、私、思われます。施設の利用状況と加工品の内訳について、農林課長にお尋ねします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

現在の利用状況ですが、イベント時において販売をするアップルパイの製造のみとなっているようです。ということは、年間を通じての利用とはなっていないというのが現状であります。

なお、その具材については、冬季間に、りんごですから製造をし、冷凍保存をしているというふう聞いております。

また、農ん喜村の建設当時は、ここにはソーセージ等肉加工品、パン等菓子類などの加工施設が整備されております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今、生産者が自前で加工販売まで行う六次産業化の時代といわれています。町では、立科米、たてしなりんご、蓼科牛などの地元特産品を生かした加工品の開発など、地域ブランドづくりに取り組んでいると思いますが、今、おっしゃいましたが、せっきくの加工施設なので有効活用すべきだと私は考えます。

この加工施設を、今後、地域ブランド開発用として新たな商品の開発、また、新メニュー考案等に利用する考えはございませんか。町長にお伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 当然、有効活用していただくことが重要であるとは思っております。

先ほどもお話したとおり、現在、指定管理施設として一体的に管理している状態です。農事組合法人農ん喜村が主体となって、この加工施設の運用をしていただくことになるというふうに思っております。

町としても、以前からそのようなことは伝えてきたつもりではありますが、今後も継続して協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ぜひ、今後、継続して協議していただきたいと思います。

加工施設の前にはテラスがございます。今現在、利用されていないと思います。このテラスは、外で軽食がとれる、今人気のペット同伴でもオーケーなど、軽食喫茶的に利用すれば、お客さんが滞在し、場所的にも国道から見えますので、人が人を呼ぶ効果が期待できると私は考えます。この点について、町長はどう思われますか。お伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） この点についても、今井議員の考えには私も同感であります。

過去にもテラス側で販売を行っていた実績もありますので、指定管理者である農事組合法人蓼科農ん喜村がやはり主体となって、よりよい利用について検討していただきたいというふうに思っております。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 指定管理の協定書では、先ほども回答がございましたが、町は、毎年モニタリングを行って評価することになっています。これは当然、評価の低い部分について、監督、指導するためのモニタリングだと思っておりますが、昨年のモニタリングの状況につきまして、農林課長にお伺いします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

モニタリングにつきましては、昨年も3回実施をしております。6月、11月、3月という形で実施をいたしました。その出席については、農ん喜村の理事さん、また、職員の方、会計を担っている会計事務所の方、あと、町側とすれば農林課のほうが出席をし、協議をしています。

モニタリングの調整会議の中では、財務状況の報告や業務報告をいただいております。また、3月の中では、平成27年度の事業計画等も指定管理者のほうから報告を受けております。

ちなみに、ことし7月の8日に指定管理者の調整会議が行われまして、そのときに

は、モニタリングの結果、自己評価ということで、まず、農ん喜村の方に評価をいただき、そのあと、町側の評価というものをしております。それについては、ホームページ等で公表をしていくという形で、7月の結果については、ホームページ上で公表をしてきているところであります。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のモニタリングの結果についてであります。具体的には、評価がA、B、Cとか、こんな点がいいとか、施設についてはどんな評価を下しているとか、そういった内容についてはわかりますでしょうか。農林課長にお伺いします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

評価の方法とすれば、Aは、全てが良好、Bは、一部または軽微な改善が必要だが、おおむね良好、Cは、重大な改善が必要または未実施といった観点から評価をしております。

今回、運営状況、業務全般、自主事業、設備・備品の維持管理、サービスの水準、個人情報保護規定順守、苦情・事件・事故対応といった7つの項目について、1項目だけ、個人情報の順守規定がAランクとなりましたが、ほかの6項目については、Bという評価をさせ得ていただいております。

コメントの中では、「昨年度指摘した事項については実証されてきておるが、施設の清掃や備品管理、整頓が不十分な箇所があり、よりよい都市農村交流施設としての環境向上を図られたい。問題点、目標については、貴法人スタッフ全体で共有し、スタッフ一丸となって問題解決に取り組んでほしい。新たな企画や商品化の検討について積極的に取り組んでいる姿が見られるが、広報面の強化により周知が図られ、集客の向上が見込まれるのではないか」といったコメントを付してあります。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今の評価ですとB評価の部分が多かったということだと思いますが、ただいまの評価を踏まえまして、食堂のんき亭についてお伺いします。

現在、衝動の営業は午後3時で終了してしまいます。どこでもそうですが、食堂はやはり夜の営業がメインだと思われます。金、土、日曜日、祝祭日だけでも夜の営業をすべきだと私は思います。

食堂が営業していることによりまして、ここでのお客さんの滞在時間がふえます。また、地元の特産品を生かしたメニューも大変重要で、ここでしか食べられないおいしい料理ができれば、それが目的でお客さんがここに集まることも十分考えられます。この点につきまして、町長はどうお考えでしょうか。お伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今井議員のご質問ですけれども、先ほど来申し上げておりますが、現在、指定管理として運営は農事組合法人蓼科農ん喜村が担っております。

今後の運営計画をお聞きしてみますと、食堂の運営もいろいろな角度から検討しているようにお聞きをしております。そのことに対して、町としても大いに期待をしているところであります。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） この夜間営業につきましては、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、指定管理についてお伺いします。

平成28年、来年の3月31日で農事組合法人蓼科農ん喜村との指定管理の契約期間が終了します。農事組合法人蓼科農ん喜村は、ことしの5月に役員が改選されまして、新体制で運営が始まっています。それに伴って、現在、売り上げが伸びてきているとお伺いしております。誘客のために事業見直しも検討したいと伺っておりますが、今後、引き続き指定管理契約を継続する考えであるか、町長にお伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

指定管理に関する契約の条項というのを私もちよっと把握をしておらないので、申しわけありません。そのことについては、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

来年の3月で指定管理の協定期間が終了するというので、今後はまたその選定について、私ども所管であります総務課のほうにその事務についてお願いをしてあります。今後、どういう形でまた協議がされるか、これから協議をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ぜひ、今後改善すべき事項につきましては、町が積極的に監督、指導していただきたいと思っております。

さて、以前から話題が出ていたと思っておりますが、農ん喜村を道の駅にする構想についてお伺いします。

道の駅は、現在、全国に1,059駅設置されています。私も遠出する際には、必ず道の駅に立ち寄ることにしてあります。道の駅は、その土地の特産品や観光情報を知る上で、とても重要な役割を果たしている施設だと思います。土日、祝日には駐車場が見つからないほどの人気の施設も多く見受けられます。

国でも、道の駅を地方創生の拠点として位置づけ、先駆的な取り組みを進める駅を

モデルに選び、関係機関が連携して総合的に支援する政策を打ち出しています。今、まさに、道の駅は地方活性化の核として期待が高まっています。

立科町の顔として、農ん喜村を道の駅にする構想についてはどうお考えであるか、町長にお伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今井議員のご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今、今井議員が言われたとおり、道の駅というものが各町村、また、市町村も含めてですけれども、非常に有効な活用をされているということは、私も認識はしております。

また、道の駅の構想については、今井議員のご質問は、農ん喜村を道の駅ではというようなご質問だったというふうに思いますが、私も国道沿いであることから、非常に立地的、また、非常によい場所だというふうには思っております。また、町の農業、それと、観光にかかわる情報発信の場としても、非常に期待が持てるように思っております。

農ん喜村を道の駅としての登録申請をしていく上で、現在、何が必要となってくるのかなど、担当課を通して確認、町政を行ってはおります。また、道の駅の設置に対してのメリット、また、デメリットについても、市長に精査をした中で、道の駅への思いを整理していきたいというふうに私は考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ぜひ、検討していただきたいと思いますが。

私、国の重点道の駅に選定されました青木村の道の駅に、先日前日お伺いしてきました。青木村の道の駅は、昨年の直売所の売り上げが1億3,200万円で、農ん喜村の約2倍近くの売り上げとなっております。体験館が併設されており、体験学習で年間2,000人が訪れています。現在、道の駅あおきの向かい側では、ふるさと公園あおきの建設が進められ、今後、ますます注目が集まると期待されています。

このような道の駅になりますと、さまざまな道路マップやパンフレットに名前が掲載されます。カーナビや長野県の観光情報マップ、さらには、JAFの道路マップなど、道の駅の情報も、いまや必須項目となっています。これにより知名度がアップすることは間違いありません。

さらに、当町には白樺高原という観光地があります。農ん喜村は、佐久方面、諏訪・上田方面から白樺高原へ向かう中間点に位置します。農ん喜村を道の駅として活用できれば、観光情報の発信地として申し分ない施設になると考えられます。このことから農ん喜村を道の駅にすべきだと思いますが、いま一度、町長のご回答をお願いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、今井議員が言われたとおり、各場所にある道の駅、非常に私もいろいろなところに行く場合に立ち寄らせていただいて、その場所がどういうふうな形に有効的に使われ、また、地域に貢献をしているのかというところを見させていただいてきております。

その中でも、やはりこの立科町にそういう拠点が欲しいという思いは、私の中でもあります。しかし、これをどういうふうにしていくのかというのは、やはり担当課、また、今、農ん喜村がどういう補助事業の中でというような、そういう部分も考えて進めていきたい、そういうふうな思いで私もおりますので、そういう、また設置をした中で、あそこの場所でおきて、先ほども言いましたけれども、メリット、また、デメリットもあると思います。そういうところを本当に精査をして、道の駅への思いを整理をしていきたいというふうに考えてはおります。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 現在、旅のスタイルは変化しています。立科町ならではの商品やメニュー、オリジナル商品に磨きをかけ、農ん喜村が旅の目的地になり、立科町の顔になるような政策の実現に期待します。

続きまして、ふるさと納税についてお伺いします。

ふるさと納税とは、実際には寄附で、自分が寄附したい自治体に寄附金を振り込むと税金の控除や還付が受けられ、自己負担2,000円で残りの寄附金額が返ってくる仕組みとなっています。

ふるさと納税は、平成27年、本年度の税制改正により、納税額が大幅に拡大されました。年収300万円の方で、税金から寄附金控除される金額が1万2,000円から2万3,000円に、年収500万円ですと3万円から5万9,000円に、約2倍に引き上げられました。

さらに、確定申告が不要な給与所得者について、ふるさと納税に係る寄附金控除が確定申告をしなくてもワンストップで受けられる特例制度が創設されました。これは、国が地方創生を推進するため、ふるさと納税を活用して地方を活性化する施策の1つとして拡充させたものです。

安曇野市では、お礼の商品を充実させたところ、本年度、わずか4カ月間で3億3,000万円の寄附が寄せられ、実質収入1億6,000万円のふるさと納税が集まったと報道されました。

そこでお伺いします。ふるさと納税を活用することは、自主財源の少ない当町にとって大変有効な財源確保のチャンスだと思われれます。このことにつきまして、町長はどうお考えでしょうか。お伺いします。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） ただいまの今井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意志で応援をしたい自治体を選ぶことができる制度として平成20年度に創設され、当町でも寄附をいただいていた方にお礼の品として立科町の特産品を送っております。

このふるさと納税の活用方法について、当町では、住みよい町づくりに関する事業、また、立科山と立科の水に関する事業、そして、史跡・旧跡に関する事業の3つの事業のうち、どこに活用してほしいか、寄附をする方を選んでいただき、その年度の事業に有効に活用させていただいております。

今井議員のおっしゃるとおり、地方の自治体では、財源確保のチャンスであり、地方創生の財源として、非常に期待するところであるというふうに認識をしております。以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ふるさと納税は、寄附をしたときにお礼品として地元の特産品をもらえることが注目を集めた要因で、実質2,000円の自己負担で、米や肉、野菜、果物、特産品などの返礼品が届くことから、例えば、その品物が4,000円相当ですと2,000円プラスになります。そのお得感が人気の秘密であると思われます。

そこで、当町のふるさと納税の実績について、その件数並びに金額を総務課長にお伺いします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

今年度のふるさと納税の状況は、8月31日現在、135件、金額で285万2,000円となっております。昨年と同時期と比べると、約6倍ほどの件数と寄附金となっております。

理由としましては、昨年までお礼の品はりんごのみでございましたけれども、今年度からは立科町の特産品を納税者が選べるように改善をしたことと、また、議員さんおっしゃるとおり、平成27年度に税制改正が行われまして、ふるさと納税が注目されていると、そういうことだと思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ただいまの回答ですと、まだまだ金額的には少ないと思われます。

今はインターネットの時代で、ふるさと納税の専門サイトをいち早く取り入れた自治体が寄附金額を大幅に伸ばしています。当町においては、専門サイトの活用状況はどうなっていますか。また、立科町のホームページのふるさと寄附金コーナーを見ましても、お礼品のメニューが前面に出ていないため、もう一つPRに欠けると思われます。掲載の仕方を工夫して、目を引くレイアウトを考えたらいかがでしょうか。総務課長にお尋ねします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

ふるさと納税の専門サイトへの登録につきましては当町でも検討しておりまして、12月の運用開始に向け、事務を進めております。それにより、多くの皆様に立科町を知っていただき、そのサイト上で簡単にふるさと納税ができるようになる予定でございます。

その他、町のホームページのふるさと納税のページを、現在、ふるさと納税ポータルサイトでございますふるさとチョイスというサイトに直接リンクできるようにしてございます。また、総務省のポータルサイトともリンクしております。

町のホームページのレイアウトにつきましては、現在のシステムでは構造上変更が難しいため、掲載する位置等を工夫してPRに努めていきたいと考えております。

また、年内には中日新聞社から出版されますふるさと納税ガイドブックが発行される予定でございます。こちらのほうにも当町の紹介をしていただける予定になっております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今、12月運用とお伺いしましたが、ちょっとうちの町とすれば、少し出遅れ感があるんじゃないかと思っておりますので、できるだけ早くホームページ並びに専門サイトを活用させていただきたいと思っております。

続きまして、お礼品の内容についてお伺いします。

当町でもお礼品として寄附金1万円以上で、地元の立科コシヒカリ10キロ、たてしなりんご5キロ、蓼科牛500グラム、立科うまいものセットなどの特産品が用意されていますが、阿南町では、ふるさと納税を使って、1万円の寄附で米20キロというお得感で地元の米の販売に活用し、平成25年産米の実績が寄附額約1億6,000万円、7,642件の申し込みがあったとのこと。町がかかわって設立した社団法人が、地元農家から1俵1万7,000円で米を買い取り、精米、発送まで請け負っているとのことです。

当町でも、自慢の立科米がありますが、現状では米価が下落して、大変厳しい状況となっているのはご承知のとおりでございます。当町でも、1万円の寄附で立科コシヒカリ10キロとしていますが、これを15キロか20キロに量をふやしたり、どこよりもおいしい立科の水、立科山の湧水を使っている水道水をペットボトル1本つけるとか、そんな工夫をして立科米の販売促進に力を入れ、農家の手取りをふやす考えはございませんか。町長にお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

当町では、現在、選べるお礼の中に立科産コシヒカリ5キロを2袋で10キロをお送りするものがございます。現在は、5キロ1袋で購入をしていますが、需要がふえて

くれば、仕入れ方法の改良や量をふやすことについても検討できるかというふうには思っておりません。

重要なことは、立科町の米の品質を確保し満足していただくことと、収支のバランスですので、今後、さらに検討してまいりたいというふうには思っておりません。

また、立科の水道水をペットボトルに入れてお米につけるご提案につきましては、上下水道係で以前も検討したことがございます。現在の施設で製造することができず、ろ過装置の施設など、大きな初期投資が必要となり、断念をした経過がございます。

ふるさと寄附金で米の販売に力を入れ、農家の手取りをふやしたらどうかのことですが、米の販売のみにふるさと寄附金を特化することは、立科町ふるさと寄附金条例の趣旨からそれてしまうような懸念もございますので、慎重に今後検討はしていきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 立科米は、一度食べていただきますとさめてもおいしいと評判になると思います。当然、農家はお米の農家が一番多いものですから、その辺は、ぜひ検討していただきたいと思います。

さて、北海道の上士幌町、人口5,000人の町では、2014年度、5万5,000件の寄附で、約10億円が寄せられ、超税収入の6億4,000万円を上回ったとのこと。人気の秘密は最高品質の牛肉で、1万円で300グラムもらえるとのこと。

当町では、1万円の寄附で、自慢の蓼科牛が500グラムです。このお得感からすれば、寄附金の増額は間違いないと思われそうですが、蓼科牛の申し込み状況はいかがでしょう。総務課長にお尋ねします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 当町のお礼の品として、信州蓼科牛のステーキ用肉のサーロイン500グラム、それと、蓼科牛しゃぶしゃぶ用肉ロース500グラム、その2つがございます。

8月31日時点の肉の希望でございますが、135件中、信州蓼科牛ステーキ用肉が55件、しゃぶしゃぶ用肉の希望が40件でございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ただいまの回答を聞きますと、まだまだ少ない状況だと私は感じております。商品につきましては、プロのカメラマンに撮影をお願いして見栄えのいいものにするとともに、蓼科牛のおいしさを前面にPRするコメントを入れるなどの工夫が必要だと考えます。

さて、当町には、町営のスキー場白樺高原国際スキー場、しらかば2 in 1スキー場がございます。このところのスキー人口が減少し、大変厳しい運営状況になってい

るのはご承知のとおりでございます。

そこで、1万円以上の寄附でリフト1日券をペアでつけるとか、3万円以上の寄附で白樺高原観光協会加盟施設のペア宿泊券をつけるなど、観光誘客対策に活用する商品開発を行うべきだと考えますが、この件につきまして、町長はいかがお考えでしょうか。お伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、今井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

これからどういうものを寄附金をいただいた方にお礼の品としていくのかという、そういうラインナップに関しましては、また、今のご指摘もありましたように、いろいろな部分で検討ができると思います。

本当に、農業振興、また、観光の振興ということも含めて、担当課とも協議をさせていただきながら取り入れるような形で、また、どういうふうな形がいいのかということを検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 直営のスキー場ですので、スキーのリフト券につきましては自前でできることですので、できるだけ早く、すぐ対応していただきたいと思います。

次に、担当職員の配置状況についてお伺いします。

ふるさと納税を推進するためには、専任の事務職員が必要と思われます。阿南町では、正職員2名が担当し、うち1名は長野県からの派遣職員とのことでした。当町の職員体制はどうなっていますか。総務課長にお伺いします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

ふるさと納税を担当する職員につきましては、現在、ほかの業務と兼務で1名で対応をしております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 兼務職員では、今後の対応が大変難しいと思われます。専任職員を配置して寄附金をふやせば人件費は十分賄えると私は考えますが、この点につきまして、町長はどうお考えでしょうか。お伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 現在のご質問ですけれども、先ほども総務課長のほうから答弁ありましてとおり、現在、ふるさと納税ポータルサイトに登録をいたしました。今までそういうことをしていなかったものですから、そういう反響を踏まえた上で、寄附金の状況を見ながら対応をまいりたいというふうに思っております。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） やはり人的な配置をして積極的に推進しなければちょっと出遅れ感があ

りますので、改善を図っていただきたいと思います。

今後、早急にふるさと納税を積極的に活用することによりまして、立科町を全国に発信し、特産品の販売促進、さらには、健全な財政運営並びに地域活性化を今後図るよう求めまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議長（土屋春江君） これで、3番、今井 清君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分からです。

（午前10時54分 休憩）

（午前11時05分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開いたします。

次に、5番、**両角正芳**君の発言を許します。

件名は **1. 農業の持続的発展に資する取り組みについて**
2. 林業の現状と森林整備への取り組みについて
3. 26年度決算状況に対する感想と今後の政策展開についてです。

質問席から願います。

〈5番 両角正芳君 登壇〉

5番（両角正芳君） 5番、両角です。通告に従いまして質問いたします。

まず初めに、農業の持続的発展に資する取り組みについて、3点ほど質問をいたします。

第1点目は、飼料用米や稲発酵粗飼料、いわゆるWCSへの稲作転換は、米価回復策になり得るかの質問であります。

日本の農業は国策によって振りまわされてきました。終戦後、食料不足を補うため、国の増産政策が実施され、大麦も主食として相当量供給されました。あわせて、米の輸入も行われております。

しかし、米の消費量は、昭和37年当時、国民1人当たり年間118キログラム、いわゆる約2俵であったが、食生活の変化等によって、平成24年には58キログラム、約1俵ということで半減をしております。

政府在庫米も、昭和45年には720トンにも膨れ上がってしまいました。栽培技術が進歩して単収増となるも、消費が伸びないジレンマに陥ったわけであります。

政府は、生産量抑制が急務となり、昭和46年度から本格的な米の生産調整を始めました。以後、需要に応じた施策が展開されてきましたが、米価は昭和62年以降、下落し続けております。

2015年産の主食用米の作付面積においては、政府目標面積以下となり、米価安定につながる可能性も、わずか出てまいりました。しかし、生産量が過剰となれば、今後

の価格にも少なからず影響が出てくると思われます。

そこで、国の補助金制度のある飼料米や、10アール当たり所得が8万円程度見込めるWCSへの取り組みは、米価回復策、いわゆる安定策の1つになり得るのか、農林課課長に伺います。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） ただいまの両角議員のご質問、また、農業持続発展に課す取り組みについてと、また、今のご質問ですけれども、私は、立科町の基幹産業である農業については、立科町の重要な施策と認識はしております。持続的発展をしなければとも考えております。

また、その詳しいご質問内容については、担当の農林課長より申し上げますので、よろしく願いをいたします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

平成26年産のコシヒカリ、特A、1等で、概算金についてはご存じのとおり、1俵1万1,032円でありました、平成25年産の概算金は1万3,188円であったため、昨年は約2,100円の下落となっております。

飼料前の作付面積については、平成26年度で3.5ヘクタール、平成27年度の計画では4.6ヘクタールであり、微増をしております。また、稲発酵粗飼料、いわゆるWCSの作付面積については、平成26年度で12.4ヘクタール、平成27年度では13.1ヘクタールであります。

この飼料米、稲発酵粗飼料は、米の減反対策による主食用米以外の作付に対する助成が施されております。飼料米を作付した場合については、最大で6万7,000円の助成措置、WCSについては、最大で9万7,000円の助成措置が設けられております。

ご質問では、米価の回復策になるかというご質問であります。現在、米の在庫量は、国の試算でいきますと平成27年7月現在で民間在庫量が230万トン、平成26年では220万トンであり、10万トン増加をしている状況です。いわゆる需給バランスによって、米価は変動をしております。

飼料米等の転換によって、主食用米の在庫が減少すれば期待はできていくと思いません。

当町では、生産数量目標の配分を上回っておりますが、全国的には、初めて過剰作付が解消される見込みとなっております。林農水大臣も、主食用米の需給が引き締まって、価格形成にもいい影響が与えられるというふうなコメントをされております。

また、既に早場米の産地として、千葉県産や茨城県産のコシヒカリ、そのJAの概

算金が昨年に比べて1,300円ほど高値で取引をされているという情報もあります。そんなことも踏まえまして、最近のマスコミ報道では、本年産の米価について、昨年より上回るのではないかという情報もあり、期待をしているところであります。

以上です。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） いずれにしましても、多額の費用が投じられては場整備事業等が実施をされ、現在、立科町で聞き及ぶに450ヘクタールほどの水田があるというふう聞いておりますが、今後もやはり基幹産業であるこの米づくりは、立科町の基本であるというふうには思っておりますし、間違いのないというふうには考えております。

しかしながら、人口減少とともに米の消費がますます抑えられる中、加工品に、また、輸出にと幾多の手が打たれてはおります。しかしながら、在庫米の増は避けられないというふうに予測がされるところであります。

そこで、再度、担当課長に伺います。JAや畜産農家等とも連携、協調をより進め、26年度、約16%の転換実績のあった飼料米とWCS及び13%の転作実績のあったそばの作付面積のさらなる増大を図り、いわゆる水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成制度の活用というふうになるかと思いますが、稲作経営にとって好循環が生まれるよう、行政として積極的な指導体制がとれるのか。この問題は担当課長ですが、できれば、あわせて町長にもお考えを聞きたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

町では、現在、JAとの共同組織でもあります立科町再生協議会において、この問題について対応しております。これからもJAとも一緒になりながら、協議をしながら積極的に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、農林課長のほうからご説明がありましたけれども、この間も農協との懇談会の中でも、組合長、また、副組合長のほうから、指導という形に対して、いろいろ協力をしていきたいと思いますというようなコンセンサスも投じております。

今、課長からも言われたとおり、立科町再生協議会において対応しているというところで、それをJAと協議をしていながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） それでは、ちょっと方向を変えまして質問をいたします。

いわゆる水田活用の直接支払交付金、これが先ほど来から申し上げておりますWCS、あるいは飼料米を中心とした、もちろんそば関係もそうでございますけれども、いずれにしましても、こういった水田を活用したいいわゆる転作ということでもありますけ

れども、しかしながら、今までこれは戦略作物の助成という形でありますけれども、このところ、一般農家の中で活用がされてまいりましたのは、やはり経営所得安定対策ということで、その中にいわゆる米の直接支払交付金の関係、平成30年に廃止になるということでありますし、米価の変動等の問題については26年度で廃止になっております。

いわゆる国が進めております施策というのは、言い方は悪いんですが、若干、場当たりの部分がございます。これは、やはり農家の皆様方がその時々々に国の施策に振りまわされている部分もあるやにも、私は感じているところであります。

そんな中で、確か前回、6月の議会の中でも同僚議員のほうから、米、畑作物の収入減少の影響緩和対策のいわゆるならし対策、この話も出ましたけれども、やはりこれも認定の業者、あるいは集落営農、こういった形がなければ対象外ということですから、現在、立科町は1,100余の農家があるかと思いますが、農林課長にお聞きしますが、現在、そのうち認定農業者はどのくらいあって、どのくらいの比率であるかということが1点でございます。

それともう1点は、いわゆる集落営農組織というものは、なかなか私の耳にも入ってこないんですが、立科町では、集落営農の組織というようなものがあるのかどうか。もし、なければ行政指導、あるいは自営を含めて推進が図れるのかどうか、その点についてお伺いします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

まず最初に認定農業者の数ですが、3月末では64経営体が認定をされておりましたが、この7月末では77経営体となりまして、13ほどの経営体がふえております。これは、いわゆるならし対策への意向に対して、認定農業者でなければ交付がされないといった中で増加をしてきているものだと思います。

また、集落営農組織については、法人化はされておりませんが、いわゆるそばの栽培について、集落営農という形で対応しているものが3件だったと思いますが、そのくらいあるかと思えます。

以上です。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 今、最後に集落営農の組織の関係をお聞きをしたのは、やはりこれから、確かに立科町は5反歩以下という農家が多いわけございまして、いわゆる大きな組織、あるいは規模拡大を図っている個人というのが少ないわけありますけれども、いずれにしても、今後、この集落営農という組織を立ち上げていくということは、今後の立科町の1つの課題ではないかと、私はこんなふうに思っておりますので、担当所管におかれましては、JA等とも十分協議しながら、これからの立科町の米づくりに対するそういった組織への支援体制をとっていただければありがたいと思っております。

りますので、よろしく申し上げます。

次に、2点目の質問でございますが、農地中間管理事業の活用により、担い手への農地集積・集約等への取り組みと課題についてでございます。

立科町の稲作農家は、ただいま申し上げましたように、5反歩以下の耕作農家が多く、いわゆる兼業農家が多いわけございまして、後継者がいない、あるいは、必要な農機具がそろっていない、農機具があっても更新期で経費等のことを考えると、今後、新たな更新をして耕作を続けることができないというような、そういったいろいろな理由から、規模拡大を図っている農事組合法人や専業農家等に賃貸借契約等の方法によって耕作をしてもらっているという農家も多いというふうにも聞いております。また、農作業委託をしている農家も少なくないと思われま。

しかしながら、このような状況の中で、やはり収支を考えますと、全てを委託、あるいは、お願いをすることになりますと、当然、兼業農家が多いわけですので、そういった収支のところには大きな着目をおかないのかもわかりませんが、しかし、経営そのものという観点で考えれば、やはり赤字になってしまうということになるんじゃないかと、そんなふうに思います。

そういった中で、今後、同様な事例でそういった規模拡大を図っているそういった組織や専業農家に、いわゆる今後もお願いをしていくという事例がふえてくるんじゃないかというふうな予測がされるわけでございます。

立科町では、現在、農地中間管理事業を活用してどのような取り組みを行っているのか、また、どのような課題を抱えているのか、担当課長に伺います。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構から指定を受け、長野県では、公益財団法人長野県農業開発公社がその事業の推進に当たっております。町では、長野県農業開発公社と事務委託契約を締結をいたしまして、事業の推進をしているところであります。

この農地中間管理事業では、農地の出し手と受け手を結びつける役割を担っておりますが、現在、当町では、農地の出し手が9筆、受け手が6経営体となっております。

この事業の1つの要件として、農地を受ける経営体は、最低10年間の利用権設定を行わなければならないことが上げられています。現状では、担い手への農地集積・集約が進んでいない状況であります。

また、担当課では、地域に入って集約に向けた話し合いを開催した経過もあります。その中で、現在、賃借人と賃貸人の個人的な関係で賃借を結んでいる状況であり、それをまた話し合いの中で1つの経営体にまとめていくといった話もしてみましたが、そういった権利関係があり、難しく感じておるところであります。

しかしながら、農地の集約は、今後も必要であるというふうに考えておりますので、

農地中間管理事業の目的に沿った方向で、今後、推進を図っていったらなというふう
に思っております。

なお、新規就農者への集積ですけれども、それぞれの農業形態に合わせて、今後も
相談に乗りながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） よくわかりました。立科町では、やっぱりなかなか進まないということ
の実態であるというふうに認識をしましたが、しかしながら、これから、やはりそう
は言っても規模の小さい農家、ましてや後継者のいない農家がふえてくる。また、加
えて人口減少という問題も当然絡んでくるわけでございまして、これから行政として
大きな岐路になっているのではないかと、私は思っております。

そんな観点の中から、関連でございますが、米価や作業経費等の問題があつて、規
模拡大を図っている組織が専業農家にとりましては、できるだけ農地の集積・集約を
したいということではありますが、ただいま答弁がありましたように、分散しては
規模拡大が図れないわけですが、なかなか思うように任せないということございま
す。

その際に、立科町の中では、いわゆる農業委員さんをお願いをしたような事例があ
るのか、また、私はあまり聞いておりませんが、企業の参入の動きなど、こう
いったものがあるのかどうか、その点について担当課長に伺います。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

農地の関係につきましては、農業委員会のほうで隔月に農政相談会といったものも
開催をされています。その中では、やはり高齢化のため、貸したいといった方も多く
相談に来られます。しかしながら、その場所を見れば、やはり山あいのところで効率
的な農業ができるかといった場所が少ないのが現状であります。

そういったものも含めまして、その地区の担当の農業委員さんにも相談をしながら、
農地のマッチングができるかどうかをやっているところでもあります。また、それとは
別に、農地の利用権の設定に当たっては、地元の農業委員さんが仲介をしていただ
いた事例もあります。

また、最後に出ました企業参入の動きがあるのか、ないのかというところです。

現在、これは水稻ではありません。ほかの畑作物であります。町に正式な話はご
ざいませぬ。直接、農業委員さんを通じて農地の確保ができるかどうか、現在、打診
をされているといった情報も届いております。そういった大手の企業が参入をして
くれればいいなといったことも思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 最後にお話のありました企業の参入の件ですが、水田、稲作のほうにはないということですが、畑地側にあるということですが、その内容をもうちょっと詳しく教えてください。担当課長。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

まだ、町には全く話がございませんので、具体的な話が申し上げられませんが、まとまった農地を賃貸をしたいといった動きがあるということだけであります。

以上です。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 今、お話を直接行政は聞いていないということですが、それは個人的に話があるということがどうかわかりませんが、いずれにしても、これは町にとって大変重要な問題だと思っておりますが、それを確認、認証する、そういった気持ちはございませんですか。担当課に聞きます。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

今後、その企業から立科町と話し合いをしたいといった申し入れがありますので、そのときに話があるかと思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） それでは、いわゆるこうした規模拡大を図っている農家、あるいは農事組合法人等、これからも収支バランスを考えて、どこまでのところまで規模拡大を図れるのかという1つのラインがあるかと思っておりますけれども、しかしながら、今後、集落営農的な組織ができない限り、そういった皆さんにやっぱり委ねるという部分が出てくるというふうに思っておりますので、行政のほうでも十分なそういった皆様方への対応をこれからも続けていただきたいというふうに思います。

それでは、次に3点目の質問に移ります。

立科町の農業の発展は、ご存じのように先人たちの並々ならぬ努力と英知の結集によって成し遂げられてまいりました。いわゆる江戸時代初期まで、一部の沢沿い、この辺では古町、藤沢とか、そういった沢沿いのところで営まれていた稲作が、蓼科山の裾野から湧き出てるありがたい水を探し当てていただき、この里の地まで堰を掘りながら導かれてきたその恩恵の水によって、町内一円がすばらしい田園地帯に生まれ変わってきたことはご案内のとおりでございます。

もちろん今までもそうですが、今後とも、用水管理は土地改良区組織を中心に維持管理がなされておりますし、続けていかれるということだと思っておりますが、国策によってほ場整備事業が整備をされた用排水路も、ご存じのように月日を追うに従って老朽化が著しく、その整備の必要性が急務となっております。

もちろん、これは組織であります土地改良区のほうで進めるべき問題ではございますが、しかしながら、やはりほ場整備事業の取り組みにつきましては、ご案内のとおり、立科町が農政課の中に係を置いて進めてきた事業でございます。

その集大成であります用排水路等々、土地改良施設ができたことはご存じのとおりと思いますが、その施設が老朽化を迎えているわけでもございまして、これは、ただ単に農業者の団体である土地改良区だけに任せておける問題ではないと私は思っておりますし、また、そうでなければならないというふうに思っております。

そんな中でお聞きをいたしますが、用水路の構造物の継手からの漏水が顕著であるということは、各地域の中でも話題になっているかと思えます。そうした中で、行政として何らかの支援策、また、その広報、そういったものがあるのかどうか、その辺について1点。また、転作の畑地、それから遊休農地の解消となるそば栽培の組織等に対する乾燥調整施設、これは補正の中でも今回上がっておりますけれども、その支援策がどのようなものなのか、細部にわたっての内容をお教えいただきたい。担当課長に伺います。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

農業用排水路につきましては、ほ場整備事業に合わせて整備をしてきた経過がございます。整備完了後、その後20年から40年が経過をしている状況です。

用水路については、立科土地改良区が管理をしていることはご承知のことと思いますが、最近では水路が傷み、水漏れをするか所が多く見られます。その修繕については、管理している土地改良区が責任を持って修繕することが求められることですが、現在、それに対応することが難しくなってきたというような状況のようです。

そこで、平成19年から始まった農地・水環境保全事業、現在、ことからは多面的機能支払事業という名前に名称変更しましたが、中山間地域等直接支払事業等により、該当する地区では水路補修等に取り組んでいただいている地区もございます。

この事業については、2分の1が国費、4分の1が県費、また、その4分の1が町費ということで、全額が補助金にて賄える事業となっています。

この有利な事業をそういった地域で積極的に利用して管理をしていただいているところではありますが、この事業の対象となっていない地域も多くあることはあります。そこら辺が苦慮をしているところでもあります。

この事業を始める当時、聞きますと、この事業を全町的に取り組んで水路補修に当たって改良区がその任に当たたらどうかという調整もあったと聞いておりますが、実現がされなかったというようです。

このような現状の中では、町としても何らかの支援はしていかなければならないと認識をしておりますが、その方向については検討してまいりたいと思えます。

また、そば栽培組織への乾燥調整施設の利用等の支援策についてであります。

今議会において、そば乾燥調整施設設置の補助金を計上しており、予算をお認めいただければ早急に対応していくこととなりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

このことによりまして、生産者の作業する負担は軽減できるとともに、品質の向上が見込まれるとところであります。

本年産より、経営所得安定制度による交付金を受給するための要件としまして、等級外は対象とならないとのことでありますので、そういった観点からも期待をしております。

しかし、乾燥調整施設利用への支援ですが、今回、生産者等の強い要望により施設を設置することになりました。今までについては、コンバインでの刈り取りの助成を既に行っておりますので、その維持管理についての助成については、現在のところ考えておりません。

今後、施設の維持をしていくためにも、利用者にて応分の負担をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 土地改良区の問題につきましては、私も在籍していた実績があるわけで、多くはご要望というわけにはいきませんが、いずれにしても、用水路の問題については、これは農家の皆さんの責任において直すのが、これは確かに筋であるというふうに思いますが、先ほど来、話がありましたように、農地・水関係にかかわっていない土地も多い、中山間だけにはかかっていない地区もあるということですので、今後とも、どのような支援策がとれるのか。

例えば、継手のところに何らかのそういった資材やいろんなそういったものの助成に対して、いわゆる地元のもの、土地改良区ということになるかと思いますが、そこで支援していくというような方法も考えられますので、十分にご検討を望むところでございます。

次に、一定規模を有する稲作経営者への農業機械の更新や整備などの管理費に対する助成はできないものなのか。これは大変ハードルが高い話かとは思いますが、町長に伺います。また、あわせて地域排水の受け皿となっております排水路の整備、これは、私は排水路というのは確かにほ場整備事業でつくられた施設は多い、広範囲にわたっておりますが、しかしながら、農家の皆様方、あるいは町の助成も受けて事業は進めておりますけれども、今後、この施設をずっと維持していくということは、農民だけでできるものではない。その理由は、やはり地域排水の受け皿になっているというのが、私は大きな問題だというふうに考えております。そういった中からすれば、これは土地改良区とか、地域の人たちだけで整備を図っていくという問題ではなくて、町全体の問題として捉えていただいて、行政として先頭に立って、この排水路の整備

について対処できないのかということで、町長に伺います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、両角議員のご質問にもお答えさせていただきます。

一定の規模を有する稲作経営者への農業機械の維持費の助成についてでありますけれども、水田耕作者が高齢化などにより、みずから耕作できなくなり、また、担い手の集約が進んできており、当町でも農業法人などを中心に、大規模に営農されている方がいらっしゃるといふふうに思います。こういう経営体のおかげで、当町の水田農業も維持をされていることとは承知をしているところであります。

また、農業機械の維持費だけでも経営を圧迫していること、この担い手の農業者が営農できなくなれば荒廃化してしまう恐れがあることなど、現在の農業経営は非常に厳しいものがあるということも認識させていただいております。

ご提言の趣旨は大変理解できてはいるんですが、現在のところ、農業機械の維持費への助成は考えておりません。しかし、国の経営体育成事業などにより、農業機械を導入する際の支援事業がありますので、その情報を提供することにより、事業対象となるべく支援をしていきたいというふうに考えております。

また、次にご質問のありました排水路整備ですが、町内にあつては、ほ場整備事業と合わせて整備をしてきているということは、先ほどの農林課長の答弁にもあったように、経過年数とともに老朽化をしてきておるといことは認識をしております。先ほどの用水路と同様に、多面的機能支払事業や中山間地域等直接支払事業などにより対応できるところはしていきたいというふうに考えております。

事業対象になっていない地域については、本当に引き続き土地改良区とともに、今後、協議を進めて対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 確かにハードルの高い話をしたわけでございますが、いずれにしても、私は特に地域排水の受け皿となっておりますその施設というものは、どこの地域も、地域の中の自分たちの自助力でそれをカバーするということはできません。ましてや、農業者にその全てをおわせるということも、現状の中でも難しいですし、また、地域の中にあるそういった排水路というものは、これは河川と同様に、やっぱり行政全体がそれをしっかりと把握して責任を持っていくというのが筋であるというふうに思いますので、今後とも十分なる検討をしていただくことを願います。

いずれにしましても、今、町長からも話がありましたが、やはり土地改良施設というのは多面的施設を有しているわけでございます。これはいろんな面で、水の利用だけでなく、やっぱり、先ほどありますように大雨、降雨のときの受け皿にもなりますし、また、防火用水、いろんなことが全てにおいて、この施設というものは多面的な機能を有しているわけでございますので、その辺を十分ご考慮の上、ご検討いただ

きたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2番目の質問でございますけれども、林業の現状と森林整備への取り組みについて、3点ほど伺います。

第1点目は、県の森林税活用事業の取り組みの質問でございます。

各地域とも、松くい虫対策は大変頭の痛い問題でありますし、伐採処理をして他へ移っていかないようにと、誰もが思っているわけでありましてけれども、思いどおりにいかないのが現状であるかと認識しております。これらの問題に対し、森林税の活用が考えられるのか、担当課に伺います。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） 今、両角議員の言われたとおり、林業についても重要な政策だというふうに認識はしております。

このご質問の内容について、担当課の課長よりお答えをさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） 済みません。お答えいたします。

町土の約58%を占める森林は、土砂災害や洪水を防止し、清らかな水や空気を育むとともに、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化の防止に貢献し、また、再生可能な資源である木材等の林産物を供給して循環型社会づくりに貢献するなど、私たちの暮らしに欠かせない多面的機能を有しているものであります。

しかし、戦後に一斉に植えられた人工林の多くが間伐などの手入れが必要な時期を迎えています。木材価格の長期低迷などによる林業の採算性の悪化や森林所有者の世代交代による森林管理の空洞化等により、森林と人との多様な結びつきが希薄になり、間伐などの手入れが行われなため、森林の荒廃が進行してきております。このままでは、森林の多面的機能が低下し、私たちの安全安心な暮らしへの影響が懸念をされる状況であります。

このような状況を受けまして、長年にわたって先人が育ててきました森林を健全な姿で次の世代に引き継ぎ、森林の恩恵を受けている県民みんなが森林づくりを支える仕組みとして、平成20年度から長野県森林づくり県民税、いわゆる森林税が導入をされたところであります。

長野県全体では、平成20年度から森林税を活用し、手入れの必要な集落周辺の里山の間伐を重点的に実施し、平成25年度までの6年間で約2万5,000ヘクタールの間伐が実施をされました。

森林税において活用できる事業は、主なものは、間伐の支援や里山の集約化する事業であり、松くい虫対策の事業では、森林づくり推進支援金として活用をしております。

す。

立科町では、森林病虫害対策の事業とし、町が実施している山林外の松くい虫防除対策、防除伐採で補助した費用に充当しています。これは、いわゆる墓地ですとか、宅地等にある松くい虫の伐倒の補助事業です。そこにかかった費用に対し、この森林税を充当をしているということでもあります。

ちなみに、平成26年度では37件、補助金額で194万5,000円の事業が森林税の事業によって実施をされたところであります。

以上です。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 時間的な関係もございまして、森林の関係は、いわゆる一足飛びに整備ができるという問題ではございませんが、やはり県民が出している森林税、この活用がどういった形の事業で、どういった取り組みができて、それがいかに町民の皆さんへの、いわゆる町民益にかなう形がとれるのかということについては、今後とも十分に県とする中で進めていただきたいと思いますと思っております。

ここで町長に伺います。森林のほうも、先ほど聞きました水の関係と同じで、やっぱり多面的機能の関係を当然有しているわけございまして、その保全是、当然、大事なことでありますし、また、その活用も大事であるというふうに認識しております。

そんな中で、その森林が特に水源地周辺の保水力の確保という観点でお話をするわけではありますが、昭和30年代に全国的に行われた、いわゆるカラマツの植林によって国民が富めるんだと、豊かになるんだということで、当町でも各所でそういった植林が行われたことはご案内のとおりかというふうに思いますが、ご存じかと思いますが、立科町の水源地、特に弁天神周辺では、一番の根幹である水源地の周辺がカラマツ林になっているということは、ご存じのとおり、カラマツというのは保水力が全くないとは言いませんが、本当に乏しい、そんな中で、やはり広葉樹を植えて保水力を高めると言うことが大事かと思えますし、もちろんカラマツもこれから需要が出てくるという話もございまして。その両面を考えて、カラマツの伐採、そして、広葉樹の植林という問題について、町長はどのように考えているかお伺いします。また、あわせて、これらの木材を、いわゆるバイオマスエネルギー源としての木材利用も考えられると思えますが、あわせて伺います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今の両角議員のご質問にお答えをさせていただきます。

森林の有する多面的機能として、生物多様性の保全、また、土砂災害の防止及び保健休養の場などが上げられると思えます。

また、ご質問がありました保水力の確保としては、水源涵養機能として、私たちの生活に大きくかかわっているというふうに思っております。

また、木材をバイオマスエネルギーとして活用はというご質問もありましたが、当

町の森林の機種は、先ほどもお話がありましたように、主にカラマツであります。植林をされてから60年以上のカラマツ林が面積約630ヘクタールとなっており、町有林面積の約30%を占めております。

カラマツ材については、現在、国の補助金を活用しながら、搬出間伐の事業を進めているところであります。搬出された材は、立科保育園の建設や、また、ハートフルケアたてしななどの建設に利用されたり、木材市場への建築用材や土建用材として、現在、搬出をされております。

伐採した用材は全て利用できるわけではなく、およそ30%が端材として扱われております。伐採した材を有効利用するためには、その30%の今まで処分されていた端材の活用方法として、先ほど議員が言われたように、バイオマスのエネルギー源が上げられるというふうに思っております。

現在、白樺高原地域の事業者において、木質バイオマスの利用を検討している状況もあり、町としても、検討会などに参加をしてきているところであります。その推移を見守りながら進めていきたいというふうに思っております。

また、広葉樹の水源地周辺に植えるというような形ですけれども、現在、水源地周辺の森林は、水源涵養保安林の指定地でもあります。整備計画はありませんが、今後、県とも調整をし、水源地周辺の保水力の確保が行えるような政策が必要だというふうに考えております。

また、バイオマスエネルギーについては、先ほどの答弁のとおりでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） やはり森林は大事ですし、人と自然が輝く町であることを基本理念に掲げております当町にとりまして、ただいま首長のほうから答弁をいただきました。今後とも、カラマツ等を利用して森林整備を図りながら、当町の自然を保護していただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、次に3番目の質問に移ります。

担当課の職員数は適正化ということでございますが、当然、人間として生まれてきて、それぞれ得手不得手というのがどなたにも私はあるというふうに思います。そんな中で、やはりその人間が持っております特性、特異性、そういったものを伸ばしながら、町民益にかなう職員が最たるサービス業にかかわっていただければというふうに日ごろから思っているわけでございます。そんな中で申し上げます。

確かに、地方公務員として与えられた職務を確実に遂行しなければならないと、また、担当課内の必要業務についても話し合いながら、当然のことながら、町民益にかなう体制を整えることは肝要と考えますが、正職員数が不足をいたしますと、日々の事務処理に追われて、肝心の町民益にかなう有効な、例えば補助事業を導入する、どのように対応していったらいいのか、そういったいろんな問題の対応が、私は怠って

しまうんではないかというふうに思っております。

そんな中で、町の主要産業である農林業業務に携わる職員体制はとれているのか、また、他の部署でもどうなのかという問題も含めて町長に伺います。また、あわせて、ちょっと時間がございませんので、私のほうから私の主観も申し上げますが、できることであれば、農林課の中に耕地林務係、あるいは農政係というような体制がとれるのかどうか、その辺も含めて町長に伺います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、両角議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

農林課においては、町の基幹産業である農業の振興政策や、また、広大な町有林の維持管理など、町の農林業にかかわる業務を担っております。限られた財源、また、人員の中で、新たな行政課題や社会の経済情勢の変化に対応できるよう、町組織全体で適正な人員、また、配置を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） ぜひとも、現在、多くの職員が退職、あるいは、おやめになられたという中で、全ての所管で対応ができるかということにはちょっと難しいかと思いますが、できるだけ、年度内の中で、もし社会人枠でも結構でございます、職員が確保できるのであれば、必要な部署に必要な配置を私は必要であるというふうに思いますので、今後ともよろしく願います。

それでは、最後の質問に移ります。

平成26年度の決算状況に対する感想と今後の政策展開についてということですが、その中の細部にわたりますと、平成26年度の決算状況を見た中での感想と補完すべき政策はあるのか、また、新たな重点施策はあるのかの質問でございます。

前町政のもとで実施をしましてまいりました平成26年度の決算状況、また、平成27年度の当初のいわゆる骨格予算を見る中で、新たな理事者としてどんな感想をお持ちか、また、27年度途中であっても軌道修正すべき点、あるいは、新たな政策があるのか、あわせて町長に伺います。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） ただいまの両角議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

平成26年度決算においては、限られた職員の中で、幾つか大きな事業推進が図られてまいりました。主なものを上げますと、航空写真を活用した地理空間情報整備事業が竣工し、また、課税の適正化はもとより、道路台帳、上下水道台帳、そして、農業関連情報など、多くの情報がこの地図情報とリンクをしてみることができるようになります、事務の抄録化と、また、住民のサービスの向上が図られたというふうに思っております。

また、町道平林真蒲線の改良工事では、通学路に歩道が整備をされ、子供たちの安全が確保されるようになったというふうに思っております。

防災面では、土砂災害マップの全戸配布と防災計画の修正及び防災行政無線整備事業の調査及び実施設計を行い、安全なまちづくりを目指した事業推進が図られました。

議会ではお認めをいただいた事業が進み、一定の住民サービスの向上が図られたものと私は考えておりますが、住民の声を聞き、一層メリハリのある行政運営が、限られた財政の中で非常に重要であるということも感じております。

また、新たな重点施策についてはというご質問ですけれども、現在、町では、まち・ひと・しごと創生立科町総合戦略の作成をしております。この総合戦略では、今後5年間の目標や施策をまとめ、効果を検証しながら効果的な施策推進を行っていくことになっております。新たな重点施策については、この戦略に基づきメリハリをつけ、来年度予算で計上をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） ただいま町長のほうからご見解を伺いました。

私は、町長のほうから26年度決算を見る中で、やっぱりこの点については不足しているのではないかと、あるいは、この点は骨格予算の中で、やっぱり肉づけをしなきゃいけないんじゃないかと、こういったお話が出るのかなというふうに私は思っておったんですが、その点についてはちょっとお聞きができませんでした。

しかしながら、一番大事な地方創生の件の答えも出していただいたわけでございますが、ぜひこれは、地方創生はあくまでもプロ意識の中で町民にただ確認をするだけではなくて、私、前に申し上げましたが、専門部会を立ち上げ、やっぱりその道の皆様方の意見をしっかり組み入れる中で、立科町らしい戦略を策定してもらいたい。もう既に広報たてしな9月号では、その募集がされるというふうになっておりますけれども、どのような進行状況なのか、細かいところまでわかりませんが、いずれにしても、この戦略は大変重要な、これからの立科町を決めていく大きな問題であると思いますので、よろしく認識の上、お願いをいたします。

いずれにしても、これから財務残高の減少等出て、しかも基金の積み立ても行われているという中で、財政基盤は立科町はいいと思いますけれども、しかしながら、今後とも財政規律のバランスを配慮しながら、課長とよく言っております子育て環境の整備、あるいは広域連携による雇用の確保など、将来を見据えた有効的な投資策を講じていただくのも、これからの立科町に必要なかと思いますが、その点について、町長にもう一度伺います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、両角議員の言われたとおり、本当にこれから新年度に向けて、行政も一丸となり、町民の皆さんとお話をしていきながら、この、まち・ひと・しごと創

生立科町総合戦略を作成をしていきたいというふうに思っております。

また、26年度の予算に関しては、本当に皆様のご協力をいただけてきたというふうに思っております。そのことに対して、やはりどうかというのは私が言うべきことなのかということもありますので、その辺は控えさせていただいたということになっております。

しかし、これからのまちづくり、それは、また町もそうですけれども、議員の皆さん、また、町民の皆さんに理解をしていただきながら、この苦しい町の財政の中で進めていかなければならない、それを、メリハリあるものをしっかりと打ち出していくながら、新年度の予算のほうに繰り入れてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） それでは、最後の結びに入ります。

前回、一般質問でも申し上げましたけれども、立科町は豊かな自然を生かし、山の観光と里の農業を主産業に据えて発展を遂げてきた町であります。

今回、農林業を中心に質問をさせていただきましたが、やはり、耕地や関連施設への多額な投資をしてきたにもかかわらず、生産調整を余儀なくされてきたという稲作への現状や木材利用が図られて、森林整備が続けられた時代から高度成長時代に入って生活様式が変化をされたわけでございます。そんな中で、外国の輸入材も入ってきたということも起因し、日本の木材需要が減少の一途をたどってまいりました。

しかしながら、鳥獣害問題も大変な問題になっております。今後とも、一部農地を形から転換するなど、思い切った農政転換を検討しながら、よろしくをお願いします。

終わります。

議長（土屋春江君） これで、5番、両角正芳君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

（午後0時06分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開いたします。

次に、7番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は 1. 立科町子ども議会の開催を

2. 電力自由化についてです。

質問席から願います。

〈7番 榎本真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 通告に従いまして、2点の質問をいたします。

まず1点目は、立科町子ども議会の開催をについてであります。

国会におきまして、選挙権年齢を18歳以上とする改正公職選挙法が成立をし、来年夏の参議院選挙から投票できるようになりました。過去を振り返りますと、1945年に25歳以上の男子から、現在の20歳以上の男女になって以来70年ぶりとなり、まさに歴史的な法改正となりました。18歳、19歳の新たな有権者は日本国内240万人となり、若者の政治に参加する環境が整いました。

これまで高校生の政治活動は、学校内外で禁止であったため、通達などを見直すとともに、今年度の高校生は、来年夏の選挙から全員が有権者となります。2年生におきましては、18歳になった生徒から投票権を得ることになるため、混乱を起こさないよう、模擬投票など実践的な主権者教育を行うよう準備を進めているようです。

そこで、将来にわたる主権者教育の一端となるものと考え、立科町子ども議会の開催を提案をし、質問いたします。

佐久市では、市政に対する市民参加の1つで、小中学生による子ども議会を開催しているようです。継続11回を重ねる中で、子供ならではの質問やアイデアが提案をされ、活発にまちづくりに活かされている様子は、積極的な取り組みと参考になりました。

議会の仕組みを知り、子供ならではの視点を市政に生かす、実現すれば、行政に対する期待も膨らみ、関心も高まることと思います。

佐久市のホームページ上でも紹介されており、市民参加によるまちづくりに期待できると考えます。

若者の政治に対する関心を高めるための主権者教育の充実のために、立科町子ども議会を我が町でも開催してみたいかでしょうか。お考えを伺います。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） 選挙年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正案が6月に参議院を通過し、公布から1年後以降の選挙から適用されることになりました。来年6月に想定をされている参議院選挙では、高校3年生に有権者がいるという事態になります。

下村文部科学大臣は、記者会見の中で、学校として政治的中立性を確保するのを前提に、18歳になった高校3年生が選挙運動が可能となることを踏まえた見直しが必要で、政治的教養を高め、また、教育を行うとともに、模擬投票など現実の政治の素材に即した政治参加のための教育を推進する必要がある。また、総務省と連携をし、選挙の意義やその重要性を実践的な体験を通じて学ぶための副教材を、秋には提供する予定だと述べております。

選挙年齢引き下げは、1つが、将来の我が国を背負って立つ若い人々への政治への参加を促す必要があること、2つ目が、諸外国では18歳以上の選挙年齢が多いという理由だそうです。

若者世代の政治に関する無関心さは多くの場面で指摘がされております。選挙権引き下げだけで投票率が向上するとも思いませんが、日本の将来を見据えて、議員が言われるよう対応が必要であるというふうに思っております。

そして、ことしの蓼科高校ポプラ祭では、生徒会役員有志が進んで、想定される選挙に対して歴史や投票の手順など、全校生徒約300人に説明を行い、新聞、またケーブルテレビを通じて報道もされていきました。若者の中でも、選挙年齢の引下げへの意識は少しずつでもできているように感じております。

また、子ども議会については、教育委員会とともに議論、検討を行い、考えていきたいというふうに思っております。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 順次伺ってまいります。

まず、総務課長にお伺いいたします。

立科町の新有権者の人数ですが、何人になるか、答弁をお願いいたします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 来年6月に施行される公職選挙法の改正により、6月時点で19歳の有権者が62名、18歳の有権者が84名、合計で146名となる見込みがございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 続けて質問いたします。

今の146名の皆様は、在籍は立科町、町内に住んでいらっしゃるということでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 現在、立科町に住んでいる有権者になろうという方でございます。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 現在、立科町でもいろいろな選挙が行われます。なかなか若い方が投票に行くという行動は、やはり関心の薄さにつながっているかと思えます。

続いて、総務課長にお伺いいたしますが、投票に行こうというふうに誘わなくても、自発的にそういう環境になるよう、そうしてもらうことが大変重要なことと思えますが、若者が政治に関心を高める取り組みというものに、具体的に計画はあるかどうか伺います。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、選挙管理委員会の事務局ということでお答えをさせていただきます。

若い人たちが、国や地方公共団体を動かす政治へ関心を持つことは、非常に重要なことと考えております。しかし、残念なことに、この政治への関心が若い世代ほど薄く、投票しても意味がないとの声も聞かれ、投票率の低下につながっているものと思われまます。

学校や行政における政治的中立の確保というのがございまして、政治について、直接的な関心を高める取り組みというのは非常に難しい課題だと考えております。これまでも、小中学校で行われている児童会や生徒会活動は、自分たちで課題を発見し、それを解決するため行動する活動であり、将来的には政治に関心を持つ取り組みの一環ではないかと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） そうしますと、学校、行政、児童会というところが政治の入口の関心を高める解決になっていると、総務課、選管の事務局としてのご見解かと思えますが。

実は、調べてみますと、非常に投票率の若い方が低いというのは、2014年の衆議院の選挙におきましては、70代から74歳の方は72.16%ということで、大変高い結果が出ています。それに対しまして、20歳から24歳の若者の方は29.72%、大変な開きがあるわけです。

多分、これは20歳になっていきなり選挙に行こうよと、そういう動きが、急にそこにあられるからかなと私も思いますが、いろんな意味で、政治というものがあまりにも若い世代に生活に密着をしていない日本の現状があるかと思えます。

学校、行政、児童会などでいろいろな選挙という投票とかやっていますが、やはり国政選挙になった場合、なかなかそこへ、自分の政治に携わっているという、つながっているという感覚がなく、どうしても周りから選挙に行きなさいとか、また、選挙に行きましょうとか、そういう呼びかけの中で行動に移っているために、こういう低い数字になっているのではないかと思います。

私、今回、立科町では、そういう環境整備のために子ども議会の質問につなげるわけですが、3番目の質問といたしまして、同じく総務課長にお伺いいたします。

新有権者に対しての環境整備も大切なことですが、町民全体に対する啓発、周知に対する考えを選管事務局としてはどのように考えていらっしゃるかお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

これまで選挙管理委員会では、投票に関心を持ってもらうために、成人式で委員長から投票へのメッセージを送ったり、新成人の投票立会人の募集や小中学校で行われる児童会や生徒会の選挙で、選挙管理委員会が実際に管理をしています本物の記載台や投票箱を貸し出したりして、選挙への関心を高めている取り組みを行っております。

これで、来年、法が改正されるということでございまして、広報等で全庁的に呼

びかけをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 先ほどの成人式の呼びかけは、私も参加をさせていただきまして拝見しました。

もう1つの小中の児童会というのを、いろいろ準備の体制とかをされた中で、当時、そのときの児童の皆様には何か感想を聞かれたことはありますでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 現在のところは、物を貸し出しをしているだけで終わっておりまして、感想等は聞いたというふうには聞いておりません。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） そうしますと、貸し出しで終わっているという環境整備だけの体験になっているかと思います。

やはり、このまま継続をされる状況だと思いますので、そういう環境の中で、何を児童が投票するのかという、もう一步深まった感想なり、また、現場での状況なりを情報収集として入れていただいて、そこから次の、本当にこれから先、選挙ということがやがてつながってくるものですので、その積み重ねをやはり授業の中に盛り込んでいただきたいと思います。

次に、教育長にお伺いいたします。

実は、教育長は教育者という経験も深い、お持ちの方でございますのでお伺いいたしますが、佐久市の子ども議会ですが、これは、佐久市が合併をするときに市民の意見をより多くの年齢層に聞きたいということで始まった試みだと聞きました。

佐久市の企画部というところが担当して開催をし、市町村合併が1年前から始まったと担当課から聞きました。その目的は、1つは、子供ならではの発案で、意見、また、提案を聞くこと、2つ目としては、その体験を通じて民主主義の勉強につなげるということに担当から聞きました。

佐久市では、中学2年生と小学校6年生が対象になりまして、佐久市の中学は7校、それで、小学校は17校、それに私立の中学がありますので、あわせて25人、各1校から1人ずつが代表で参加をされるそうです。その参加内容に関しましては、それぞれの各学校で検討をし、お任せをしているということです。

ですので、学校によっては、担任と代表の生徒で内容を決める、また、学校によっては、それをクラスの中で話し合いをしてどういう質問をするかを決める、それぞれの学校によって、取り組みがお任せをされているそうです。

今年度、合併10年が経過をしたところで、やはり見直しの検討をされたところ、大変いい結果が出てるということで、また、生徒たちも大変満足をしているという結果で、継続をするということになったそうです。学校と生徒、それぞれが充実をして、

その効果が上がってきているというふうに聞いております。

そういった現状を聞きながらも、教育長としてはどういうふうに思われるか、まず最初にお伺いをしたいと思います。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 先ほど町長の答弁の中にもありましたように、来年は高校2年生、3年生が実際に選挙をするという事態になって、実は、学校現場も、今、どうしようかと対応に追われている状況であります。

先ほど蓼科高校も例も上げましたけど、いろんな学校で模擬投票等をしているところが多いようです。

今、高校生は選挙運動をしてはいけないと。私が、ちょうど高校生のころ学生運動が激しかったので、そのころ禁止をされたわけですけれども、今度は投票権があるということは、高校生も選挙運動をしてもいいということになるわけです。

そもそも、この教育基本法の第2条に、教育の目的の1つに、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことというふうに書かれているわけです。残念ながら、今の学校教育ではそのような主体的な参画の姿勢をちゃんと教えているとはなかなか思えない実態もあります。

これは、政治だけではなくて、広く社会、あるいは経済等々の仕組み等も勉強しないと、そういう主体的な姿勢というのは出てこないだろうというふうに思いますし、また、それを活用して、社会に自分が積極的にかかわるんだという姿勢を持たないと、なかなか難しいのかなというふうに思っています。そういう面では、教育のその部分の充実は非常に大事なかなというふうに思っています。

今のところ、小中学校では、社会及び公民の中で政治の仕組みを学ぶことになっています。高校では、政治経済という授業をとれば勉強するわけですが、それ以外では政治の勉強をする場がほとんどないという状況です。

この中では、政治の仕組みとか、あるいは選挙権っていうのが、今まで非常に多くの方が勝ち取ってきた権利だという歴史も勉強することによって、主体性も増すのかなというふうに思っています。

それから、模擬投票もやっているところもありますし、佐久市で、今、例に上げていただいた子ども議会をやっているところもあります。

これも、榎本議員がおっしゃったとおりだと思うんですけども、ただ形式的に子ども議会をやっても、やっぱり意味はないと。代表だけが出るようでは意味がなくて、それが、例えばクラス全体の意見が集約されて、その子にその意見を託すみたいな形にしないと、あまり意味はないだろうなというふうに思っています。それも、終わったら、やはり議会での答弁等が学級なり、学校にフィードバックされるような形を考えないと、あまり意味はないのかなというふうに思っております。

子ども議会ですけれども、若い方々に興味を持ってもらうという、そういう側面の

ほかに、これも榎本議員がおっしゃったように、若い世代だからこそ見つけれられる観点みたいなものがあると思うんです。それが、実際に議会、町政にとって、有益な意見になることもあるわけで、そうなる可能性が大きいのかなというふうには思っています。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 私の考えと教育長の考えと、非常に似ているなど大変思いました。

佐久市の子ども議会は、本当に私が参考になったのは、子供ならではの発案っていうこと、その意見や提案を聞くという、その姿勢が11年前の市町村合併のときから継続をしてる。やはり、そのときに小学校、中学校の子供に、まず市をどうするかということを知るといって姿勢をとった、その当時の大人は偉いなど、すごく私は思いました。

得てして、町、行政、全て行政関係は大人だけで話し合いをし、また、大人だけで事を進んでいくということで、子供が本来、10年、20年たって、その当事者になるにもかわらず、議論する場が違うところで行われているのが現状だと思います。

佐久市の子ども議会は、あくまでも参考ですが、立科町でこれをそのまま取り入れていいかどうかというのは、かなり検討しなければいけないことだと思います。

しかしながら、やはり子供の意見をきちんとした形で聞く。先ほど教育長がおっしゃられたように、学校によっては、担任と代表だけということもありましたが、立科町は、小学校1校、中学校1校、高校も1校、どの年齢に、どういう形でこれを行うときに具体的にすることは十分検討をしていただいて、やはりその学校の中に立科町のことを考える場をつくるというのは、大変有意義な時間になるのではないかと思います。

やがて、その子供たちが、児童たちが成長したときには、自分が町の主体者になってくるわけですので、それに向けた動きを年齢の低いときから関心を持ってもらおうと、やはり何かしら、そのあとの人生に影響も出てくるのではないかと考えております。

続けて教育長にお伺いいたします。

私は、主権者という立場で子ども議会の提案をさせていただきましたが、子供時代から環境づくりをする子ども議会、これから検討いたしますが、もし開催をした場合、予想される効果、また、課題、どういったものがあるか、教育長のお考えの中でお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 先ほども申し上げましたけれども、若い世代に政治関心を持ってもらうという面では、何もしないとよりは、もちろん効果があるのではないかと考えています。

ですが、やはり社会の仕組み、議会というのは、議員さんと私どもだけでキャッチ

ボールをしてるわけではなくて、いろんな方の意見が集約されて、この場でお互いキャッチボールをするわけですから、学校の中でも、そのような仕組みをつくってもらわないと、代表の方だけの理解になって、あまり意味がないのかなというふうには思っています。

課題ということですが、子ども議会とはいえ、子供、それから、誰が回答するのかわかりませんが、その回答された方の発言というのは、必ず責任があるわけですから、形だけやるというのではなくて、やはり、そのことに重みがあるわけですから、方法や運営内容等と議会事務局、それから、総務、それから、教育委員会で綿密にシミュレーションしながらやらないといけないのかなというふうには思っています。

また、学校にも依頼していく部分が多ございますので、これも学校の意見をお聞きしながら進めないといけないのかなというふうには思っています。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 仕組みと、あと運営の仕方、また、内容等は十分に検討していただいて、教育委員会としましては、来年度事業を策定するのは、やはりこの秋、11月以降になり、また、来年度年間行事にそれをどうするかというのは盛り込むものになりますので、多分、1年は十分その準備にかかるかとは思いますが。

実は、小中ともどもそうですが、学校の先生方はやはり転勤等があり、長くても3年、もっと長くても5年というぐらいのスパンで、皆さん移動があるかと思えます。やはり、学校の先生方に立科町のことを見てくださいますといっても、なかなか教師の立場では、町のよしあしはなかなかわからない。

しかしながら、そこで生まれ育って生活をしている生徒は、大人以上にいろいろな視点を持って、また、真剣にこれを前向きに考えたら、アイデアが大変出てくるかと思えます。その中身に、ぜひ検討していただいて、私はその中身を大変期待しております。こういったことを子供たちは考えているのかということが、大人も大変わくわくするような取り組みではないかと思っております。

ぜひ、教育現場としては対応に苦慮されるかもしれませんが、主権者教育ということの主眼に置くならば、低年齢のときからこれを取り組んで、やがて10年たって、20歳を過ぎたときの子供たちが、実際に選挙、それこそ10代、小学校6年生ぐらいからでしたら、18歳からの選挙でしたら、もうすぐの話です。そういった環境づくりを町としてもやっているということが、町行政にとっても大変有意義なことになるかと思えます。

現場として、どういう対応されるかで検討しなきゃいけないということかとは思いますが、政治というものを身近に感じる子供たちに、環境づくりということで、大人としてできることを前向きに検討をしていただきたいと思います。

私の、今回、子ども議会というのは、あくまでも参考として申し上げておりますが、実は、私自身も小さいころから意外と政治の環境の中に育っていたなと感じております。

実は、私が小学校6年のときに、今まで買っていました小学校の教科書が無償配布になったという、今まで買っていたのに、なぜ急に無償配布になったのかしらって、当時はあまり気にもせず大人になりました。今、無償配布になった経過を知る環境になりました。

それから、出産一時金なんですけど、今現在、42万円まで拡充しております。児童手当の創出とか、立科町では、高校生までの医療費が無料になっているとか、いろいろな形で子育て支援もされている、生活に密着した環境が整っている、これは全て選挙で選ばれた理事者、また、そのときの担当関係が行政運営をする結果が、町民につながっているわけです。

主権者教育っていうのは、遠いところにあるわけではなく、身近なところにあるということ、私も声を大にして、話をしていかなければいけないと思っております。

今回、今国会で大変若い世代の方たちが関心を持っていただいて、また、日本中が白熱した議論が行われております。このことについても、どうやって日本の平和をつくっていくかということが一番の課題でありますので、大きな関心を持ったということは、大変いいことになっているのではないかと思っております。

選挙年齢引き下げの背景には、少子高齢化のうねりの中で、地域や社会に対する若者の意欲や関心を高めるとともに、若者の声を政策や決定現場に反映されるものであり、未来に直結をしています。政治が身近に感じられず無関心にならないよう、関心を高める取り組みは、率先して行っていかなければいけないと思います。

総務省の主権者教育の定義では、社会の構成員としての市民が備えるべき市民性を育成するために行われる教育であり、集団への所属意識、権利の教授、責任、義務の利己、公的な事柄への関心や関与などを開発し、社会参加に必要な知識、技能、価値観や傾向を習得される教育としております。

それで、最後に米村町長にお伺いいたします。

今、地方創生で人口減少を緩やかにしていくよう取り組むことが、今、行われていますが、人口増ということも大変重要なことですが、人材をふやすという取り組みもあわせて考えることが重要ではないかと思っております。

今回、私が提案いたします子ども議会は、その人材をふやす、また、将来、立科町を真剣に考える町民をふやすという取り組みにつながると、私は確信しております。

その中で、町長のご意見、また、開催するに当たってのお気持ちを伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

本当に、今、議員が言われたように、佐久市で行われている子ども議会、私もホー

ムページや何かで見させていただいた中で、非常に、子供たちがこれからこの地域をどういうふうにしていくかということで議論されているということは承知をしております。

また、私も思っておるのは、若い世代がこの立科町にやはり愛情を持って住んでいただきたい。また、この町をいい町にしたい、そのためにこの町に残るんだというようなまちづくりを推進市をしていきたいというふうに思っております。

また、先ほど教育長も言われましたけれども、子ども議会については、非常に多くのハードルもあると思います。しかし、そのハードルがあるからといってあきらめるのではなくて、その辺を教育委員会、また、担当課がどこになるかわからないですけども、そういうところと協議を重ねて議論をし、検討をしていきたいというふうには思っております。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 実は、教育長の就任の挨拶を読ませていただきました。その中に、子供たちが夢を持ちにくい時代と言われますが、だからこそ、学校、家庭、地域及び行政が価値観を共有し、緊密に連携していくことが肝要であると思います。そして、願わくば、大人たちも夢を抱いていただく必要があるかもしれないというふうに、教育長の思いも書いてございます。

また、後半には、教育委員会主催の各種行事への参加者が年々減少しておりますが、対策を講じたいと考えておりますというふうに挨拶で述べられております。

私は、いろんな対策を講じるというには、今回の子ども議会もその1つではないかと思っておりますので、町長も多くの町民に意見を聞きたいという姿勢が大変強いお方ですので、低い年齢の子供たちの意見を聞くという場合は、積極的に教育委員会と一緒に、あわせて進めていただくよう要望いたします。

次に、電力の自由化について質問をいたします。

日本国内での電力供給は、10社の電力会社により、東京に住む人は東京電力、大阪に住む人は関西電力、長野県は中部電力というように、長年、独占体制が続いてきており、市場競争がなく、サービスが向上しないことが問題視されてきました。1995年の電気事業法が一部改正をされ、1999年の第二次制度改革により、翌年には、ビルや工場に対する電機販売の自由化が定められ、新規参入会社、新電力への変更ができるようになりました。

自由化は、電力の安定的な供給、電気料金の抑制、電力会社の選択肢の拡大を目的に、第5次電気事業制度改革が始まり、発電、送配電、販売の一貫体制を再編し、電力全面自由化に向けた取り組みが本格化いたします。

いよいよ2016年4月からは、一般家庭や小規模店舗にまで自由化の対象が拡大されます。携帯電話の会社を選ぶように、サービスや価格をもとに消費者が電力会社を選択できるようになります。電力自由化開始から15年を経て、全国の小中学校や市役所、

銀行など、数多くの自治体や企業が新電力を選ぶようになってきました。電力全面自由化を前にして、電力自由化と新電力に対する認識を伺います。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

電力自由化については、電気事業法が改正され、50キロワット以上の電力需要施設におきましても、平成17年度から中部電力などの一般電気事業者と特定規模電気事業者から購入先を選択することができるようになっております。これにより、入札で電力の購入先を選ぶことができ、電気料金を軽減できる可能性があるものということは、私も認識をさせていただいております。

しかしながら、公共施設では、電力の安定供給がやはり必要、また、重要な課題であるというふうに思っております。さらに、東日本大震災以降の電力の逼迫などがあり、現在、新電力の導入に関しては、当町ではしていないということでございます。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 今、町長がおっしゃられたように、新電力がこういうふうに注目、また、電力の自由化が始まったというのは、まさしく震災のあと、やはり安定的な、また、電力料金問題で自由化に加速がついたと私も思っております。

それでは、立科町の実態をお伺いいたします。

総務課長にお伺いいたします。

立科町の公共施設の電力料金、これは年間幾らになりますか。お伺いいたします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

平成26年度におけます一般会計で歳出をしました電気料の総額は5,944万3,000円でございます。特別会計では、下水道事業で2,883万2,000円、水道事業会計で404万4,000円、策道事業会計で4,474万8,000円でございます。

特別会計総額で7,762万4,000円となりまして、一般会計との総合計では1億3,706万7,000円となります。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 続けてお伺いいたします。

この電気料金の中で高圧のもの、今現在、自由化のほうで進められるものは高圧電力に関してになりますが、高圧のものだけの答弁をお願いいたします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 現在、高圧、低圧、それぞれ集計をしまして出している、契約状況を今、調査中ということでございますので、よろしくお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 高圧のことを伺ったんですが、まだ調査中ということになりますと、これから、その中でどのものが対象になるかというのがなりますが、実は、来年の4月からは高圧、低圧、両方がその対象になってまいります。ですので、今、分けても、大体の想像でしかありませんけれども、実は、このまま質問を続けるところには、索道事業が大変気になりました。

先ほど、平成26年度の一般会計の総額は約5,900万円、その5,900万円に対して、索道事業は4,400万円です。そうしますと、一般会計と同じぐらいの費用が索道事業にはかかっているということになります。

実は、索道事業は高圧になってくると思いますので、新電力というのは、高圧に対しての金額の削減が整います。企業に聞きましたところ、約5%の削減が最低でも見込まれると聞いております。

4,400万円、雑駁4,500万円としましても、どれだけの数字になるか、総務課長のほうではおわかりになると思いますが、5%です。4,500に対して5%掛けて250、そうすると、年間250万円だけの熱減が削減できるという、索道事業だけ見ましても、それだけの金額が出てきます。

それ以外にも、当然、高圧はいくつもあるわけですので、これから、最低でもふえていくということになりますが、その辺のご認識はありますでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

現在まだ、先ほどお答えをしたとおり、高圧、低圧、それぞれの契約内容等を調査しております。それによりまして、現在の料金と新電力会社の料金の比較を行っていききたいというふうに考えております。

まだ、行っておりませんので、そこら辺、どのくらいのもが出てくかということとはわかりません。

それで、その調査が整理できたところで比較を行う予定になってはおるんですが、それぞれの契約につきましては、割引などを受けているというような箇所もございますので、一概に、すぐ比較がきるかどうかというのも、今のところではわからないという、そういう状況でございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 続けて総務課長にお話を伺いますが、購入契約先は、現在、中部電力になるかと思いますが、その契約形態はどのような形になりますでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えいたします。

これまで、町が施設などを整備して、新たに電力が必要になった場合は、中部電力

に電気の引き込みの申し込みを行っております。それで、中部電力からご契約開始のご案内というような通知をいただいて、電気を使わせてもらっているということでございますので、町の電力は全て中部電力との契約となっております。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 多分、中電との契約は随意契約ということでよろしいかと思うんですが、契約を続行するには、継続割引契約ということで契約をしていくことによって割り引きくという、先ほど、それも合わせてなかなか合計がわかりにくいとおっしゃっていましたが、実は、新電力というのは、当然、これから購入を当たりまして、みなし共同契約というような形で入っていくものですが、売電ということも、あわせて新電力に対してできるようになります。

立科町の中で電力を売電するという事は可能でしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 立科町の中でというか立科町の施設の中でという、こういうことかと思えますけれども、現在、山の観光センターのほうに昨年度補助金をいただきながら整備した太陽光発電の設備がありますが、あれは、補助金の形態上、売電をすることができないということになっております。

また、本年度同じ補助金をいただきまして、役場のこの屋根を整備する予定になっておりますが、これも補助金の性格上、売電をすることはできないと、こんな状況になっております。

今後につきまして、まだほかにも施設ございますので、その上に太陽光を乗せるということは可能かと思えますが、今のところ、そういう計画はございません。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 立科町は自主財源が乏しいわけですので、固定経費に係るものは極力削減をしていかなければいけないと思っています。

新電力は、購入価格もこれから5%から6%削減をできる。長野県も、また、須坂も取り組んでいるというものです。

安定供給を、最初に町長は心配をされるとおっしゃっていましたが、自治体では、それぞれ取り組んでいる、長野県が取り組んでいるものなので、当然、安定供給もきちんとしたものの上に成り立っているかと思えます。

また、新電力は、購入も下がることながら、今度は、こちらが売電をするときは、一般競争入札で高いところに売るということで、買うのは安く、売るのは高くということで、両方を兼ね備えている、自由化に結びついた、とてもいい利点があるものだと思います。

残念ながら、立科町は売電をするという施設がない、補助金でできた太陽光関係で

すので売電は行けないということになっておりますが、これから、また立科町の中で計画をすることがあれば、当然、売電をすることで高い効果を上げる、新電力と競争入札をして、相手先を決めるときに1円でも高い売電をして、効果を上げることにもつながっていくかと思えます。

実は、大手の電力会社から新電力に切りかえる大きな理由は、私も採算申し上げていますが、経費削減であります。

電気事業法の改正に伴って、50キロワット以上の高圧電力の事業施設は切りかえをする自治体が増加をしております。

また、新電力関係者に聞きますと、電気の削減は、およそ4%から6%、公共施設の現状におけるメリットは、最低でも5%が妥当になると言われています。来年から低圧の電力が加われば、メリットはさらに大きくなります。指定管理の施設も低圧でしたら、当然、その電力の削減にもつながってまいります。

新電力に切りかえた場合、公共施設とか、索道事業によって、大変大きな経費削減につながると思っております。

実は、代表監査員にお伺いしたいのですが、今年度決算審査の意見書で、代表監査員34ページに書かれているんですが、索道事業については、あらゆる手段を講じて経費の削減に努めてきたが、収益改善の兆しは見当たらないと書いてあります。また、32ページですが、集客が落ち込む中に、費用削減に努めてきているが、ほぼ限界に近い状況と思われるというふうにも書いてあります。また、下の部分には、索道事業あり方研究会議から経営に関する答申を受け、これを尊重して検討されているが、年々流動資産が減少していることから、今後のスキー場経営の道筋をつけることが喫緊の課題である。町も新執行体制となることから、早急に対策を講じされたいとおっしゃっていただいています。

経費削減はほぼ限界であるならば、固定費をいかに安くするかということが、今、最善の努力かと思えます。代表監査に、また、このあたりをちょっとつけ加えてご答弁をお願いしたいと思います。

議長（土屋春江君） 寺島代表監査委員。

代表監査委員（寺島秀勝君） 今、榎本議員さんからお話がありましたように、索道事業につきましては、監査員として先ほどのようなまとめをさせていただきました。

現状の経営の中で、限られた中での努力はしっかりされているというふうに私たちは捉えております。

これから、もっと新しい、今、話がありましたような新電力、あるいは売電ということも含めて、これから考えていった場合には、その上に経営努力によって成績が改善されることは十分可能であろうかなと思えますけれども、先ほどもありましたように、あり方研究会議の中で十分これは議論していただくことではなかろうかなと思えます。私が、これがいいということではなくて、やっぱりその中で、皆さん方から

コンセンサスを得た中でやるならば、きちっとやっておくことが大事なことはないかなと思っておりますので、そういったことも視野に入れた検討がされればいいと思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） ご答弁ありがとうございました。

続けて、観光課長、現場担当として課長に新電力に対する考えをお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） お答え申し上げます。

私ども受け持っております索道事業につきましては、7つの契約分につきまして、平成17年の4月からの自由化の対象となっております。その高圧電力の契約数が7つということでございます。

26年度実績で申し上げますと、高圧に関係します経費、電気料、これは税込みで4,100万円ほどでございます。自由化になってからの経過でございますけれども、今のところ、2社ほどアポ、相手方からの申し出がございます。1社については、私どもやるとこれだけ安くなりますよという提示もございます。それをちょっと私なりに比較表についての精査をして見ますと、提案側の計算のところちょっと間違いがあるのではないかということで、実はそのときの試算では、さほどの費用減となっております。もう1社につきましては、単純に安くなるよと言っているだけで細かい資料提示がございませんので、検討はしておりません。

なおかつ、中部電力に対しましては、私ども索道事業として加入しております、いわゆる業界団体という感じになりましょうか、北陸・信越索道協会というような索道の団体がございます。そこからも料金軽減に関係しますメニューをつくってくれたとか、料金そのものを安くしてくれだとか、そういった要望も出しております。また、この自由化のころ、平成17年当時、立科町独自でも中部電力のほうに料金を安くしてくれという要望書を提出もしております。

そういったこともあるんでしょうが、今現在、実は具体的にはこの場で申し上げることができない料金割引の適用もさせていただいております。したがって、今後、きっちり検討していきまして、確かに電気が安定供給できる、また、料金的にもメリットがあるということがはっきりしますれば、私どものほうでも導入することは全く問題がないといえますか、検討はしていきたいと思っております。

ちなみに、近隣のスキー場、調べてみましたところ、2つのスキー場では、一部新電力を取り入れということをお聞きしております。

以上でございます。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） そうしましたら、再度町長にお伺いいたします。

実は、今回、索道のあり方で、まだ先行きどうなるか決まっておられません。また、検討委員会でどういう個体になるかもわかりませんが、実際、動いているものに対してはかかる経費は固定であります。その固定の中で、できる限り削減をしておかなければ、結果的に今回の決算ときは、まだトントンでしたけれども、来年度、どのような形になるかわかりません。

その中で、町長の新電力に対する考え、私、この通告は、正直2週間前を出しております。多分、それに対する答えは、ほぼ決まっているのではないかと考えておりますので、そのことをお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきたいと思います。

今、索道に関しては、観光課長のほうからも説明があったように、いろいろ精査をしていながら検討しているというような形だと思います。また、県内の自治体では、長野県が既に導入をし、また、先ほど議員も言われたみたいに、須坂市のほうもことしの3月から導入したとのことは聞いております。

立科町では、先ほど私も答弁でお話したように、まず、電力の安定供給に重点を置きというような形で、導入は検討しておりませんというようなお答えをさせていただきましたけれども、今、そういうような形で、県、また、ほかの市町村のほうでも、各自自治体の導入をした状況、また、課題などを調査していきたいというふうに思っております。

その上で、施設に合った電力の購入について、詳細に調査をし、大きな削減効果が認められ、かつ安定的に供給ができるというふうに認められたものについては、導入を検討していきたいというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

所定時間になりますので、質問を終わりにしてください。

7番（榎本真弓君） 最後、事業の決定に当たりましては、時間をかければいいというものはありません。やはり、民間企業は即決即断で事業を起こしておりますので、行政にあっても、時代に沿ったスピーディーな施策の展開と賢明な判断をいただくことを望み、以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（土屋春江君） これで暫時休憩とします。再開は2時40分からです。

（午後2時31分 休憩）

（午後2時40分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開いたします。

次に、**1番、今井英昭君**の発言を許します。

件名は **教育行政**についてです。

質問席から願います。

〈1番 今井英昭君 登壇〉

1番（今井英昭君） 1番、今井英昭でございます。通告に従い、教育行政について質問いたしますので、よろしくお願いたします。

まず、立科教育について、町長、教育長に質問いたします。

本年6月の教育長人事案件の際、町長は、今までの立科教育を踏襲されるという説明があり、新教育長のもと、立科教育が新たにスタートいたしました。その中で、本年4月に施行された教育行政に関して、首長の権限が大幅に拡大されるようになった地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がありました。

当町においても、立科町総合教育会議設置要綱の第1回目の会議が8月に行われ、その会議で、立科町しあわせプラン、第5次立科町振興計画に沿って、立科町教育大綱が採択されました。

また、県では、コーディネーターを配置することなどが盛り込まれております信州型コミュニティスクール創造事業実施要領が、平成25年7月に施行され、県内の小中学校では、本年の6月時点では36%実施されていると聞いております。

以上のことを踏まえまして、町長、教育長に、それぞれ今後の立科教育の指針について説明を求めます。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） ただいまの今井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

立科教育についてのお考えはどうかというご質問ですが、教育は国家百年の計の教えのとおり、地域で活躍する有能な人材を育成すること、また、ふるさとを愛し、多く定住してもらうことは、立科町の将来にもかかわる重要な案件でございます。

自主・自立・共働の気風を持つ立科町は、これまでの町の歴史に学びつつ、教育隆盛を願い、立科町にふさわしい教育を確立していくことが肝要であると考えています。

私は、町長就任以前より教育問題には大きな関心を抱いており、子育てしやすい町、また、子供たちに夢や郷土愛をはぐくむ教育、地域とのつながりを推進してまいりたいというふうと考えております。

立科教育については議員おっしゃるとおり、教育委員会制度も変わり、首長の権限が大きくなりましたが、教育委員会とすべての事案に対して密に連携をとり、すぐれた部分は継承し、改善すべきものは改善をし、立科町にふさわしい教育を勃興させたいというふうに思っております。

また、詳しい事項については、教育委員会のほうに説明をさせていただきます。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） お答えをします。

立科教育は、全ての子供に生きる力、生き抜く力とも呼んでますけれども、をつけることを目標として、今年度3年目を迎えます。

議員もご承知のとおり、立科教育は4つの柱からなっておりまして、1つが保育園から高校までの連携、それから、2つ目が障害のある児童生徒の居場所づくり及び環境整備、それから、3つ目が幼稚園のカリキュラム導入に向けた幼児教育研修事業、4つ目が情操教育、こころを磨く教育、キャリア教育、体力教育等々となっております。

3年目になるわけですが、例えば1つ目の小中高の学力向上事業では、算数・数学の各種学力検査による成果が、少しずつ上がってきてはおります。

それから、当面、取り組んでいるのは、この1つ目と、それから、3つ目の幼児教育ですが、保育園を統合した際に幼稚園的要素を加味したカリキュラムで日々取り組みが行われているわけですが、ちょっと遅れていますが、障害のある子供の支援ということで、今、保育園、小学校、中学校で同一のカルテで同一の支援が継続的にできるような仕組みづくりを行っているところであります。

それから、町長の答弁にもありましたけれども、ふるさとを愛するという観点では、ふるさと交流館ができましたので、この資料等を使って、ふるさとに愛着を持ってもらうような教育を、ぜひ学校にさせていただきたいというふうに要望はしているところであります。

教育は一朝一夕になりませんので、長い目で私どもも見ていきますし、また、見ていただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 答弁の中にもありました、それぞれの4つの柱についての成果については、今後、立科教育のポイントだと思いますので、着目していきながら見ていこうと思っております。

また、学校外の支援協力も必要ということも聞いておりますが、町の特徴でもあります保育園、小学校がそれぞれ1園、1校の中で、同じ友達と12年間以上、共に成長していく環境であり、密の濃い人間関係、団結力というのは図りしれませんが、一方で、グローバル化の時代の中で、中学まで同じメンバーで育つということは井の中の蛙大海を知らずの傾向になりやすい傾向でもあると思います。

そのために、ルックワイドの環境整備も不可欠になると思いますが、早い段階から生活空間の違う姉妹都市等の子供との交流というのは、立科の子供にとってみたら、刺激があつてとてもよい事業だと思いますが、具体的に姉妹都市ですとか、近隣市町

村での交流について、計画があるようでしたら答弁をお願いいたします。

議長（土屋春江君） 1番、今井君、教育長でよろしいですか。

宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 先ほどちょっと今井議員の答弁に漏れた部分がありますので回答させていただきますけれども、今井議員おっしゃるとおり、全ての小中学校でコミュニティスクールをつくれという通達がまいっております、本町でも、小学校、中学校、コミュニティスクールを今後つくっていくという計画があります。

これも町長の答弁の中にもあったんですけれども、多くの方が学校にかかわっていただくと、単なる子供たちの学力向上だけではなくて、地域づくりとか、高齢者のいきがづくりとか、さまざまなメリットが生まれてくるのかなと思っています。

今後、ぜひ進めていきたいということでもあります。

それで、今のご質問にあったことでもございますけれども、確かに12年間同じ集団にいるということはよい面もあるわけですが、実は、人間関係が固定化してしまうと、そういう弊害もあるわけです。一度壊れてしまうと、なかなか修復できないということでもあります。

そういう点で、立科の子供たちが全く異質な集団の中で一緒に共同の生活をする、勉強をするということは、非常に大事なことだというふうに思っています。当町でも、今まで中学生が愛川町との交流、それから、ことは立科小学校が慶応大学幼稚舎との交流をさせていただきました。また、清瀬市もそのような案を持っているとお話をお聞きしているわけです。

ただ、これ、1日、2日の単発なことで、やはり長期にわたって異質な人間とかかわりを持つということは、非常に大事なことだというふうに思っております。

実は、このことにつきましては、同じ条件下にある長和町と、それから、今、東御市になりましたけど、旧北御牧の小学校と、例えば1カ月とか、半月でもいいですから、生徒を半分ずつ入れかえるとか、そういうのはどうだろうということを今考えて、長和町とは、早速昨年折衝を進めているところでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） これについては、具体的に進められているということですので、より多く交流ができるということで、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、立科保育園について、まず教育長に質問いたします。

3園が統合されて、3回目の運動シーズンを迎えております。その間、試行錯誤され、充実した園の運営をされていると思いますが、人員配置の面から2点質問いたします。

1点目は、全国的に保育士不足が生じているという問題がいわれておりますが、その中でも、立科町においては人材確保ができていていいことなんですけど、ただ、その

中で正職員が準職員より少ないという現状は問題があると考えております。数年前までは、少なくとも半数の方が正職員だったものが、現在では、その割合が24%まで下がってきております。準職員の方も責任を持って保育に従事されているということは重々承知の上なんです、一般論では、やはりモチベーション等の差は生じてしまうと思います。そのため、正職員の補強が必要だと思います。

2点目になりますが、議会等がある場合、園長不在となり、園の職員室の中が手薄になっていると思います。そのため、園に子育て支援相談員の専従員などを配置して補うことも必要だと思いますが、この2点の人事配置を含めて、園運営の問題点について説明を求めます。

議長（土屋春江君） 1番、今井君。今の質問に対して、ちょっと通告外というふうに感じるんですけども。教育長、お答えできますか。宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 今井議員おっしゃるとおり、実は、今の児童数に対する職員の定数の中では、立科、本当は満たしているわけですが、構成のバランスが悪いというのは事実でありまして、これから、早急に対応してまいりたいというふうに考えています。

きょうもこの議会に園長さんが来られているわけですが、そうすると、全ての職員が子供にかかわっていますので、電話をとる人さえいなくなってしまうということで、そのような事務担当の方も入れたいというふうに思っています。

なお、昨年までは子育て相談員という方が事務室に詰めていたわけですが、わけあっておやめになって、今空席になっていて、数名の方に当たったんですけども、残念ながらお断りされていて、今、探しているところであります。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。通告にあった質問でお願いいたします。

1番（今井英昭君） 積極的に採用のほうは進めていただきたいと思っておりますし、また、男性保育士についても、今、女性しかいないと思っておりますので、進めていただきたいと思っております。

次に、園庭と南側駐車場の運営について、教育次長に質問いたします。

自身、子供が保育園でお世話になっておりますが、東京で通っていた園の園庭と比べると6倍以上はあると思われる広々とした園庭で保育ができることに、Uターンをして本当に良かったと思っております。この広さのよさというのは、この辺に住んでいますと、当たり前だとされがちで気がつかない点だと思いますが、やはり立科で子育てをする最大のメリットだと思います。

その園庭で樹木がないということが、大変残念なことだと思います。樹木、記念樹というのは、子供が生まれたとき、保育園に入園、卒園したとき等、あとは成人になったとき、結婚したとき、人生の節目で植樹されることが多いですが、その人と樹木と一緒に成長していくという意味合いがあると思います。

そうしたことから、現在、園のほうに植樹できない理由と、もう1点、駐車場ですが、特にこれからの冬季の季節、昼間には、地面が緩み、それにより足元が悪く、泥まみれになりながらの送迎になります。また、駐車場の出入り口が1台分の幅しかないため、双方通行ができない状況なんです。この対策が必要だと思いますが、教育次長に説明を求めます。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） それではお答えいたします。

保育園の園庭及び送迎用の駐車場についてでございます。

園庭に樹木がない理由についてどういうことかということですが、立科保育園建設に当たりましては、地権者はじめ、地元赤沢区の皆様に大変ご協力をいただいております。地元の皆さんの説明や話し合いの中で、鳥害により、稲作に支障が出るというようなことで、樹木を園庭に植えないでほしいとの要望があったと聞いております。

次に、駐車場についてですが、保育園には、現在3カ所の駐車場がございます。小学校に通じる道路を挟んで南側の大駐車場は一般駐車場として、また、職員の駐車場として、それから、園敷地内の駐車場は送迎用として、また、北側の駐車場は来賓の皆さん、業者さん、職員の駐車場として利用しております。

ご質問は、南側の大駐車場についてだと思いますが、この駐車場は、お持ちの方、地権者と期間を決めて賃貸借契約をしております。現状の契約では、期間が満了し、返還する場合は原型に回復して返還することとなっておりますので、現在のように舗装をしない状況となっております。

以上でございます。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） ソフトクリームの、で始まります松任谷由美さんの園歌の歌詞の中に、木に関するキーワードというのは、緑の山、りんご畑、ブルーベリー、小川の木も歌っていると4カ所出てきます。

保育園から見渡せば緑の山々は見えるんですが、園庭のほうにも、りんごの木やブルーベリーの木を植えていただいて、その木から育った園児が、そのりんごとか、ブルーベリーを食べながら、立科っ子と歌えるような環境整備を進めていただきたいと思っております。

また、駐車場については、今、契約の中でという答弁でしたが、仮に30年あそこに保育園があった場合、毎年、冬になると泥まみれになりながらの送迎が必要になってしまうということだと思いますが、返却時期をいつまでと定めているのか、また、対策について考えられているようでしたら説明を求めます。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 樹木の関係につきましては、地元の赤沢区の皆さんといろいろ話し合いを持ちながら、またご検討いただいきたいと思っております。

それから、駐車場につきましても、これは地権者の方の意向もございますので、現在の契約は5年ということになっておりますが、それを更新していく形となろうと思っておりますが、この点につきましても、地権者のご意向を伺いながら進めてまいりたいと思っております。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 教育次長の答弁にもありました地権の方、今回、保育園設置箇所にも多大なるご協力をいただいたのは、もちろん地元の方で、定期的な報告会ですとか、あとは意見交換というのは、積極的に今後もしていただきまして、この2点について、園の樹木と駐車場については、環境整備のほうは進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、町民課との業務内容について、教育次長に質問いたします。

役場組織及び事務分掌にて記載されています分担表を見ますと、町民課の子育て関連事業が要保護児童対策、少子化対策、児童手当、特別児童扶養手当など多岐にわたっております。

これだけ多岐にわたっておりますと、教育委員会とのダブル行政になる恐れもあることから、子供関連については子供課として一本化する、または、町民課と教育委員会の今以上の連携が必要だと考えますが、そのことについての答弁をお願いいたします。

議長（土屋春江君） 萩原教育次長。

教育次長（萩原邦久君） 平成21年度から保育が教育の一環として、町民課より教育委員会に移管されました。ご質問は、教育委員会と町民課で、子育てに関する業務が混同して、どちら側の業務かわかりにくいことについての質問かと思われまます。

町民課では、先ほど議員さんが言われたとおり、主に児童福祉や健康診断、保健指導にかかわることを行っております。また、教育委員会では、保育園、学校、児童館に関する業務を行っております。

これら子供・子育てという観点から、同一部署で行ったらどうかのご提案もありましたが、この件につきましても、かつて検討した経緯もございます。しかし、当町のような小さな町では、財政面や人員配置面でも難しい部分もありますので、現状のような状況で進めております。

業務においては、町民課とも連携を密にして行っております。今後においても、効果的に方法を検討しながら進めてまいりたいと思っております。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 今、答弁の中にもありました財政面ですとか、人員配置面で難しいということですが、小さい町だからこそ一本化が必要で、組織の合理化ができるのと同時に、ワンストップサービスの向上にもつながると思っております。

その組織のよしあしというのは、サービスを受ける側の満足度でジャッジされるべ

きだと思えます。しかるべきだと思うんですが、そのことも踏まえて、先ほど効果的な方法で検討していくという答弁がありました。具体的にはどのような形で進められていく予定でしょうか。

議長（土屋春江君） 萩原教育次長。

教育次長（萩原邦久君） 一番いけないのは、やはり縦割になるということが一番いけないと思います。

やはり、共有の情報を持ちながら、また、子供たち一人一人のことを支援していくということをお互いに考えながら、共有の意識で行っていきたいと思っております。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 町民課でやっています福祉と教育の連携については、母子家庭ですとか、障害者家庭に支援を手厚くするというためには、就労支援まで一貫して行政を行っていく必要もあると思うんですが、この今の例だけではなくて全般についてもなんですが、今、答弁にもありました縦割ではなくて、それを柔軟に横つなぎをしていただきながら療育連携して、住民サービスの満足度をつなげるような組織、再構築の検討をお願いしたいと思っております。

次に、小中学校についての質問に移ります。

まず、小学校について、教育長に質問いたします。

小学校の高学年において、学級問題が発生していると聞いております。本件は大変デリケートなことです。細部についての質問は差し控えますが、立科町の場合、他市町村と比較をして、今回の事例のようなことは認識しておりますが、今後、本県のようなことが起きた場合に備えて、ハウツーとなるような資料集め、整理を教育委員会として、こういったところを資料集め等をされているのか説明を求めます。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） お答えします。

ただいまのご質問は、小学校において、春ごろから授業中に落ち着かない状況が続いているということだと推察をいたします。

実は、この件はこの春から突然始まったわけではなくて、先ほどの質問とも関連するわけですが、さまざまな人間関係やら、固定化している中で怒ってきたのかなというふうには考えています。

学校のほうでは、たび重なる支援会議というのを開きまして対策を練ってまいりました。

その中で、バラバラであった教員の指導も一致団結して、みんなで同じ言葉を使いましょうとか、指導にメリハリをつけるとか、あるいは、実は、町単独で4人の加配教員をつけていただいているわけですが、この支援教員を活用するとかいたしまして、2学期の夏休み以降は、大分落ち着いているというふうにお聞きはしているところであります。ただ、今後とも状況を見ながら臨機応変に対応しないといけないのか

なというふうに思っています。

なお、生徒児童が担当教諭の指導に従わなくなる状況というのは、実は、全国、県下でもいろんな場所で起こっておりまして、これは指導する教員に課題がある場合もありますし、かなり個性の強い特性のある子がいっぱいいると、そういうことが起こるといことは知られております。この町だからないとか、大きい都市部だと多いとか、そういうことではなくて、どこでも起こり得る状況なのかなというふうには思っています。

今後、必要ならば指導書やマニュアル等を用意する必要もありますし、先ほども申し上げましたけれども、今回、町でつけている加配の支援教員が大分大きな力を演じてくれましたので、必要によっては、その加配教員をさらにつけていただく必要もあるのかなというふうには思っています。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） マニュアル等作成ということですので、本来ならば、あつては困るんですが、次回あつたときのハウツーとして、ぜひ生かしていただきたいと思います。

この問題というのはデリケートなので、細部に、先ほども言いましたように、深く質問はいたしません、教育行政というのは、時として隠ぺい体質であやふやなまま終わってしまうという可能性がありますので、そういったことがないように、全てオープンにするということではないですが、内部についての検証整理というのは、しっかり行っていただきたいと思っております。

次に、児童館使用実態について、教育長に質問いたします。

本年3月定例会で、負担金で議論されましたが、その負担金が施行された4月以降の利用実績について、考察も含めて説明を求めます。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 児童館でございますけれども、今年度より、5時以降利用する可能性のある児童については、全員児童クラブに入らせていただいて負担金をいただいているということでございます。

児童館は、もともとご両親が共働き等々で、子供の世話をすることができないご家庭の支援ということで始まったわけでありましてけれども、かつて利用率を上げるために、世話をすることができるご家庭のご息様も全部受け入れてきたという実態があります。

昨年度末では、60名強の児童クラブ員が在籍しておりました。ことし4月は約半数だったわけですが、最近、またふえつつあるという状況であります。

今、実際にお金を払っても利用していただいているご家庭のご息様こそ、実は、児童観が必要なご家庭なんだろうなというふうには推察をするわけでありまして。兄弟、姉妹等、複数の子供さんがいらっしゃるご家庭では、負担もかなり大きくなってしま

うという実態もありますので、現在、利用されている方だけではなくて、利用されていないご家庭も含めてアンケートをとって、利用実態、それから、よりよいご意見等を賜って検討してまいりたいというふうには思っています。

負担金をいただくにしても、月額固定制にするとか、兄弟がいる場合は2人目から無料にするとか、いろんな方策はあるのかなというふうには思っています。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 利用率が半減しているということですが、冒頭に町長の答弁にもありました理想的な放課後についてなんですけど、私も同じ意見を持っていて、理想的には、地元、地域に戻って、その地域の友達と遊ぶということ、また、その地域の大人たちとかかわることだと思っているんですけど、ただ、少子化のため、遊び相手がいない地元、地域へ戻るとするのは、なかなか難しいかもしれません。そのため、同学年だけの友達ということではなくて、学年を超えた友達づくりの整備も必要だと思います。

また、利用率が半減してしまったということはどういうことなのか、このあたりについても検証する必要があると思います。今、答弁にもありました各家庭で対応できる子供が、利用料が無料だったために児童館を利用すること、また、一方、保育園で3人目以上の無料化、減額化というのもあるんですけど、何でもかんでも無料化というのは聞こえはいいんですが、それによってもたらされる影響についても考慮しなければいけないと、議論しなければならないと思います。

各家庭ですとか、地域住民で育てる時間というのと、あと、保育園ですとか、児童館、公共の場で育てる時間の配分についての議論も必要で、先ほど検討委員会とかもあるということなんですけど、教育長としては、子供が育つ所の時間配分、家庭ですとか、地元、地域、あとは、保育園、児童館と、公共の場の時間配分のバランスについてどのようなお考えなのか、答弁を求めます。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 児童館にいる子供さんたちですが、5時ぐらいになるとおなかもすいてきますし、お父さん、お母さん、早く迎えに来てくれないかなという顔をしています。

実は、私どももできるだけ早く子供をお父さん、お母さんの手元へ戻してあげたいなというふうには思っているわけですけども、実際には、先ほど申し上げたように、さまざまな理由で、面倒をみるおじいさん、おばあさんも含めて、周りにいないというご家庭も現にはあるわけですから、そこら辺は児童館の最初の設置理由、そこら辺に立ち戻って、支援をしていかなければいけないのかなというふうには思っています。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） どこで育てるかというバランスも考慮していただきながら、今後、児童館については検討していただきたいと思います。

次に、中学の学習と部活の両立について、教育長に質問いたします。

平成25年11月に、長野県中学生期のスポーツ活動検討委員会が、中学生期の適切なスポーツ活動のあり方についての報告書が出され、その中の活動基準に、適切な1日の活動時間について、原則として、朝の運動、部活動は行わないと記載されております。

同時に、その報告書には、中学生へのアンケートで、朝部活後、1時間目の授業がすっきりした、または、どちらかというときすっきりした気持ちで取り組めたという声が70%と高い結果が出たということも記載されていましたが、いずれにいたしましても、この原則が曖昧であり、近隣市町村では、佐久、御代田では、朝活動を行っていると聞いております。

立中においては、ことしの東信地区大会の終了後より朝部活が廃止されていると聞いておりますが、保護者の声としては賛否それぞれあると思っておりますが、特に罰則があるわけでもないこのルールのもとで、学習への影響も含めて、今後の朝部活に関しての方向についての説明を求めます。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） お答えをします。

中学校の朝部活につきましては、昨年度、県のほうから特別な事情がない限り原則禁止という通達がありました。各市町村で検討したわけですが、上田市のほうに、早々と教育委員会で決めて、全ての学校にそうしなさいというふうに支持をしたところもあります。

私どもは、中学校のほうですけども、保護者との検討会を何回も重ねて、理解を深めながら、県の指示どおり禁止ということになりました。ただし、学校の授業の開始時間等を調節することによって、一週間あたりのそれぞれの部活の練習時間は、朝部活をやっていたときよりも長くとれるように工夫はしてあります。

ただ、この通達でございますけれども、今井議員さんがおっしゃるとおりですけれども、県の指示に従わない自治体も実際にあります。

ここからは私見にはなるわけですけども、学校ではルールを守りなさいというふうに説いているわけですけども、学校がルールを守らない状態というのはいかなるもんかなと個人的には思っている、当惑しているわけであります。

練習時間が今まで以上には確保されているとはいっても、通達を守った学校だけが不利益を被るようでは困ると思っておりますので、これから、県の市政や周りの市町村の動向を注視してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長（土屋春江君） 1 番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） 今、答弁にもありましたとおり、朝部活の原則中止というルールに従うということは重要な教育なんですけど、ただ、ほかの地域の中学生在が朝部活動をやっているというのに対して、どのように立科の中学生在が思われるのでしょうか。

答弁にもありました朝部活の継続ですとか、あとは、廃止によって不利益をこうむるのは中学生たちですので、県から出された原則が廃止ありきではなくて、ぜひ、主人公である中学生の意見もしっかり聞いて、あとは保護者ですとか、学校関係と十分協議をしていただいて、その意志に沿うような朝部活にさせていただけたらと思います。

次に、高校とのつながり教育について、教育長に質問いたします。

冒頭の説明にもあったんですが、立科教育で、保育園、小学校、中学校、高校と連携して学力も伸びたということがありましたが、それ以外に、蓼高との連携はどのような事業が行われていて、また、その効果についての説明を求めます。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） お答えをします。

立科教育の目指すところの1つは、実は、蓼科高校の存続ということ、これにもかかわっているわけでございます。

先ほど申し上げましたように、立科教育では保育園から高校まで、さまざまな連携を行っておりますが、さらに、3校合同の行事、これはほかの市町村ではあまりないと思うんですけども、その他、保育園と小学校、小学校と中学校、中学校と高校の間で、教員のさまざまな意見交流の場とか、研修会が多く行われています。くびれがなく保育園から高校までいくかどうかは別にして、連続的な指導ができるようにということを考えているわけでございます。

ことしの5月から、蓼科高校の中に公設学習塾ができたわけですが、お恥ずかしい話でもあるんですが、実は、高校生よりも地元中学生のほうがいっぱい通っているという状況であります。

私ども、地元の中学生から蓼高でも出口保障がしっかりしているんだという、そういうことで選ばれる学校になればなというふうに考えています。

以上です。

議長（土屋春江君） 1 番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） 立科教育については、まだスタートしたばかり、まだこれからという部分がありますので、いろんな連携をしていただきながら、それぞれの学校がプラスになるような授業をやっていただきたいと思います。

次に、教育委員会管轄の施設について質問いたします。

まず、図書室についての質問を教育次長にいたします。

過去にも町立の図書館設立の運動がありましたが、今後、図書室ではなくて新図書館の必要性について質問したいと思います。

質問の前に、図書館に関する県内の統計を押さえておきたいと思います。他市町村

の数値の出所は、平成26年度長野県公共図書館概況によります。

まず、立科町の図書室の蔵書数なんですが、約2万3,000冊、町民1人当たりの蔵書数は3冊になります。町民1人当たりの蔵書数を他市町村と比較をすると、軽井沢が5.7冊、御代田町が5.2冊、国際宇宙ステーションに滞在している由井宇宙飛行士の出身地でもあります川上村では13冊、県平均では4.7冊。軽井沢、御代田と比較をしても、当町は2冊以上少ないことがわかります。

次に、人口当たりの貸出冊数については、当町では、単純の人口割で1.3冊、軽井沢では8.5冊、御代田では7.5冊、川上村では6.9冊、県内一番の貸し出しをしております原村では15.5冊、県平均で5.7冊。

立科町の数値につきましては、町内の方が近隣の市町村で借りている等考慮されていないため、単純比較はできないかもしれませんが、当町において、この1.3冊ということは、ほかの市町村と比較をして、極端に少ないということがわかります。

第5次振興計画の中に、図書サービスの充実ということで、図書の充実、整備を図り、また、広域連携による他図書館の利用など、利用サービスの向上を図るとされています。他市町村の図書館の利用もいいですが、図書館、本屋は教育のインフラです。そのインフラが整備されておらず、図書室のサービスでは現状、不十分です。また、図書館は本を読むだけではなくて、勉強するスペースでもあると思いますが、そのスペースも現状の図書室にはありません。

私が、ある町外の図書館に行ったとき、たまたま隣にいた高校生2人の会話の中で、A君がB君に、B君はどこかの大学に行くのという問いかけをして、B君が〇〇大学だよと答えると、それに奮発されたA君が、それだったら俺はもうワンランク上の〇〇大学を受けてみようかなという会話がありました。

このような会話が、立科の図書館で、立科っ子たちが切磋琢磨をして、そんな会話が聞こえてくるような未来の立科図書館を思い浮かべただけでわくわくしてきます。

今の県立長野図書館の前身の信濃図書館の開設メンバーには、立科町の出身の偉人、保科五無齋先生もかかわっており、その保科先生の図書館への思いを受け継ぐためにも、立科町に図書館が必要であると考えます。

また、現状の図書室のある老朽化した中央公民館の耐震対策等早急に必要であると思いますが、こちらの対応、建てかえ等の事業も含めて、今後の図書館設立に関して、方針の説明を求めます。教育次長、お願いいたします。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 図書室の質問でございますが、中央公民館の図書室につきましては、議員さん、先ほどいろいろなデータを申しましたが、現在2万3,000冊程の蔵書があり、私のほうも若干の数値を述べさせていただきますと、平成26年度実績で、利用者は延べ6,525名で、貸し出し冊数は9,800冊と、おおむね1人当たり1.5冊ほど利用しているというふうな状況になっています。

平成22年度に図書システムを導入し、蔵書管理や貸し出し手続き、本の検索など容易になり、以前より利用者も増えているかなと思っております。

また、近隣の市町村の公立図書館と比べますと、先ほど議員さんもおっしゃっておられました。スペースが狭く、蔵書も限られている中で、利用は少ないだろうと推察しております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 済みません。再質問になりますが、中央公民館の老朽化した件について、こちら町長に質問いたします。

現状、図書室がある中央公民館はかなり老朽化していて、耐震対策が必要だと言われておりますが、今、その中に図書室が入っているわけですが、今後、中央公民館の中にある図書室の件も含めて、何か検討されている事項、今後について、検討されているようでしたら説明を求めます。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、今井議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

中央公民館ですけれども、ちょっと私も調べて、創立できたのが昭和44年ごろだというふうに記憶はしているんですけれども、その中で、非常に老朽化も進んできている。また、図書館の問題については、いろいろな方々から、やはり立科町に対しての図書館というようなことのお話も伺っております。

先ごろ、フェイスブックのほうで、山の図書館という県立長野図書館のほうからの方が、昨年5月ぐらいでしたか、いらしているというようなことで取り上げていただいたフェイスブックの書き込みも見させていただいております。非常に、そういう部分ではいい、先ほども議員が言われたように、保科先生のそういう本や何かもたくさん取りそろえている図書館という形で取り上げられていたように思います。

その中で、本当にこれから、来年度に向けて、立科町公共施設等総合管理計画の策定を行うつもりでおります。その予定に従って、公共施設の長寿命化、また、老朽化に対してどういうふうに対策を練っていくかということを検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 先ほどのフェイスブックについては、私も見まして、山が見えるいい図書室だったということでまとまっていたんですが、学校が死ぬほどつらい子は図書館へいらっしやいという鎌倉市立図書館のツイッターが近頃話題になりました。このつぶやきの是非はともかく、図書館にはそういった側面もありますので、図書館については、前向きに検討していただきたいのと、あとは、冒頭にお話ししたように、図書館に関する統計の中では、他市町村と比べて、立科町、かなり低いレベルにあります

ので、その辺も考慮していただきながら、図書館については検討していただきたいと思います。

次に、耐震対策について、教育次長に質問いたします。

小学校、中学校、それぞれ体育館の耐震工事が無事に終わり、万一に備えて、安心して使用できるようになりました。本工事については、施主として竣工検査が済んでいると聞いておりますが、その検査については、荻原教育次長が行ったと聞いております。

荻原教育次長につきましては、建設課長も経験されており、建設の分野について、よくおわかりになっていると思いますが、設計管理会社へのチェックについては、施主として必要だと考えます。佐久市では、検査員がいると聞いておりますが、当町においても、検査員制度が必要だと思いますが、答弁を求めます。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） この7月に小中体育館の天井部分の耐震補強工事が、26年度の繰り越し事業で完成いたしました。おかげさまで、とても開放的で明るい体育館にリニューアルいたしました。

このような建築工事の検査をしっかりと行っているかのご質問だと思いますが、この工事につきましては、設計管理を一級建築士事務所に委託しております。この業者は、日本建築防災協会認定の耐震診断改修技術者であり、工事の検査員、当時、私、まだ就任していませんので、この検査員は、現在の宮坂教育長が次長で行っておりますが、そういった技術者を検査のときには一緒に立ち合わせて、厳密な検査を行ったところでございます。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 今回の設計管理の委託先がどうのこうのということではなくて、やはり施主としては、第三者的にも検査員が必要だと思います。このことについては、佐久広域内でも同じような問題は抱えていると推測いたします。

例えば、検査員に県職のOB等期間契約をして、佐久広域で建てられる建物については検査するというのを、立科町がリードして進めていただければなと思いますので、この検査員についても、建物というのは長い間使いますので、そういった意味では、もちろん、今やっている会社さんはよくやっただいていてというのは重々承知の上なんですけど、今後は、そういった第三者的な検査員も検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、キャンプ場の現状について、こちらも教育長に質問いたします。

冒頭にもありました第5次振興計画において、全ての子供たちに生きる力をつける、この生きる力というのは、机上教育のみでなくて、野外での教育も大変意味があると考えます。

その1つに、野外活動場所である権現山キャンプ場があるんですが、こちらのキャ

ンプ場につきましては、現在、炊事場はそのままになっているんですが、テントサイトが二、三張り張れる程度、それも立地条件がかなり悪いところが残っていて、それ以外は、マレットゴルフのコースになっております。

近年、ゲートボールブームからマレットゴルフブームになりまして、毎日、町内外の方が楽しんでいるスポーツで、私も7月暑い中、とても楽しくプレーしてきました。

ただ、生きる力をつけるという理念があるのでしたら、利用率は別として、キャンプ場は残しておくべきだと思います。権現山周辺には、権現の湯もありまして、キャンプ場としては立地条件もいいと思いますが、まずは、キャンプ場がマレットゴルフ場になった経緯について説明を求めます。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） お答えいたします。

権現山運動公園につきましては、昭和56年から多目的グラウンド、それから、野球場の整備をはじめ、昭和60年に青少年の森キャンプ場、平成7年9月にマレットゴルフ場、18ホールが完成いたしました。その後、マレットゴルフの愛好者が増加いたしました、施設の増設の要望も多く、キャンプ場と利用していた北側の斜面のほうに、平成16年に9ホール増設いたしました。その後、その増設時に、一部道路上にコースを設置してしまい、通行に支障をきたすとのことで、1ホールをさらに北側に移設いたしました。

このことにより、キャンプ場としての敷地が、現在、真浦池の上の平らな部分のみとなっている状況となっています。

以上です。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 経緯についてはわかりました。

今後、先ほど申しましたように、生きる力をつけるという部分では、フィールドに出た教育というのも本当に必要だと思います。その部分につきまして、そのことを鑑みて、キャンプ場の今後のあり方ということについてどのようにお考えなのか、キャンプ場を今の現状のままでもいいのか、それとも前向きに検討していただけるのか、説明をお願いいたします。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 今の今井議員さんおっしゃったとおり、野外活動等は青少年に与える影響はとても良い方向に影響するんじゃないかというふうに思っております。

最近、キャンプをする、キャンプ場として利用する町民の皆さんも少なくなっている現状だと思っております。

しかし、権現山運動公園も建設してから大分年数も経っておりますし、また、マレットゴルフ場の増設の要望等も現在ございます。そういった中で、また、この運動公園を総合的に利用の方法を検討してまいりたいと思っております。

議長（土屋春江君） 1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 立科の環境を生かした教育という部分では、この森を生かした教育というのは本当に重要だと思います。全国的に見ましても、森の幼稚園というのがブームになっていまして、あちこち、設立されていまして、立科町におきましても、私のほうにも、森の幼稚園について問い合わせ等入っております。

ですので、立科のこの環境を生かした教育の中で、立科っ子がこの立科教育のもとで、また、机上でも、屋外でも、大きく育っていかれる教育に期待をいたしまして、私の質問は終わりにいたします。

ありがとうございました。

議長（土屋春江君） これで、1番、今井英昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時50分からです。

（午後3時40分 休憩）

（午後3時50分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、4番、村田桂子君の発言を許します。

件名は 1. 町施設の利用について

2. 松くい虫対策について

3. 災害対策についてです。

質問席から願います。

〈4番 村田桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） それでは質問をさせていただきます。順番を少し変えまして、松くい虫対策、そして、災害対策、まち施設の利用についての順番で行いますので、よろしく願いいたします。

松くい虫対策についてであります。

立科町の恵まれた自然を毎日満喫しております。青い空、白い雲、黄金色になりつつある緑の圃場、そして、青々と茂った山と言いたいのですが、このごろは、アカマツの立ち枯れが目立ちます。先日の大風が吹いた折には、何箇所かで立ち枯れた松が倒れ、よその田んぼに倒れ込むなどの被害もありました。

また、後ろに山をしょっている町民からは、いつ枯れ木が倒れてくるかもしれない、心配でしょうがないので何とかならないかのご相談も受けました。松くい虫による被害は、年々ひどくなる気がしています。

そこで質問です。

町も、松くい虫による被害の対応に追われているとお伺いしております。この松く

い虫による被害は全体でどれほどであり、その対策はどのようなのでしょうか。計画的な対応が求められていると思いますが、その優先順位はいかがでしょうか。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） 村田議員のご質問に対してお答えをさせていただきます。

松くい虫の立ち枯れの伐採計画、その他については、優先順位が町で決められて行われているような形になっております。

その詳しい状況については、担当課の課長のほうに説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

まず最初に、松くい虫の被害推定量ということだと思いますが、これは把握することが困難でありまして、1,000m³から2,000m³ぐらいは被害を被っているんじゃないかというような推測でしかありません。

町では、毎年松くい虫の被害に遭ったアカマツの駆除を実施をしております。過去3年間の実績では、平成26年度では772m³、事業費で2,047万8,000円余、平成25年度においても792m³、事業費で2,047万円余、平成24年度では640m³、事業費で1,394万円余となっています。また、ことし、平成27年度の春先には383m³、事業費でおよそ900万円余の対策を講じております。

これは、国権の補助事業をできるだけ要望いたし、活用しながら対応しているところですが、その量を伐倒しても全量駆除ができず、逆に被害を受ける山林は増加をしている状況です。

そのような中で、町として一番守らなければいけない場所、それは、県の天然記念物にも指定されている笠取峠の松並木だと思っております。この場所が被害を受けないう、最近では毎年、重点的に伐倒駆除を実施をしています。

そして、以前は被害が標高700メートルが上限だとも言われておりましたが、温暖化の影響もあるかと思いますが、最近では、標高800メートルぐらいのところまで被害が及んでいるようです。そんなことに鑑みまして、これ以上、標高の高いところへの被害が及ばないような対策を講じているところであります。

また、これから秋の駆除ということで、これから350m³ぐらいの駆除を、今後実施をしていく予定であります。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 町も計画的に伐倒駆除をされている様子がわかります。

このところ、ゲリラ豪雨ともいべき猛烈な雨や風が吹き、町でも初めてといえる大雨洪水警報が発令されたところです。また、突風ともなって大きな被害を与えています。

町の防災マップにある土砂災害警戒区域は何カ所あり、そのうちで、松が枯れているところはどれほどでありますか。さらに、土砂災害警戒区域ですぐ近くに人家のあるところというのは何カ所でしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

土砂災害警戒区域、特別警戒区域でございますが、これは、急傾斜地と土石流という2つの項目がありまして、急傾斜地の崩壊の箇所が160カ所、それと、土石流の危険箇所が21カ所ということがございます。人家におきましては、申しわけございません、表にはなっておるんですが、まだ、数値は集計しないとわかりませんので、またあとで集計をしたいと思っております。

また、その中で、松枯れになっているところということでございますが、それについては把握をしてございません。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 私の今回の質問は、特に、このところの異常気象によって、土砂、大雨、また、突風、暴風が非常に頻発をしているところを受けて、土砂災害警戒区域のところは非常に危ないという危機意識の中で今回の質問になっております。

特に、松枯れをしているところは、根が張っておりませんので、大きな風にあおられて、いつ何時倒れるかわからないというところで、その人家が近接しているところの箇所を把握していないというのは、ちょっと、大変失礼な言い方ですけども怠慢ではないかなと思います。

人家がなければ、下も車が走らなければ、倒れても直接的な被害は起こらないかもしれませんが、人家がそばにあれば、これはすぐに被害になるわけなので、これはちょっと担当の方、調べていただいて、私の質問が終わるまでにご報告いただきたいと思っております。

それで、町の土地については、すぐ対応ができると思うんですけど、例えば、住民の土地であるというような場合には、地権者がおられるので、その地権者に対して、底が土砂災害の警戒区域であるということをお知らせしてあるのでしょうか。何かあったときには、その方にも何らかの賠償責任というものが生じてこようかと思っております。同時に、また、対策を急いで取ってこなかったまちの責任も問われようかというふうに思います。これについてはいかがでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 昨年、防災マップを全戸にお配りをして、危険箇所等を皆さんのほ

うにお知らせをしたということでございます。また、区のほうにはその詳細版をお配りしてございますので、それぞれ確認をしていただいているというふうに認識をしております。

ですので、防災マップをそれぞれの全戸にお配りをしてありますので、皆さん、ご確認はしてもらっているというふうに考えています。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 今の答弁ですと、その責任は、そうすると区長さんとか、そういうことになりますよね。それぞれの区で対応してくださいよというふうにしか聞こえないんですけれど、今申し上げましたように、そこが土砂災害警戒区域だということを指定したのは誰ですか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） この災害の指定につきましては、県のほうで指定をしていただいています。うちのほうでは、防災マップということで住民の皆さん、各戸へお知らせをしているということで、区長さんたちの責任ということじゃなくて、各個人のところへお配りをしてあると、そういうことでございます。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 先ほども民家が近接しているところの箇所についても把握をしてないということがわかりましたし、これは各戸に、一人一人に配ってあるから各人の自覚でやれよみたいな形に聞こえてくるんですけれど、やはりここは、今のゲリラ豪雨だとか、突風、暴風、この異常気象の中では、町としても、やはりそういう土砂災害警戒区域の地権者の皆さんで、しかも、松が枯れているところについては倒壊の恐れがあるんじゃないんですかと、これは対策はとるべきじゃないですかということを、私は個別にきちっとお知らせする責任があるんじゃないかなと。

防災マップを見て、あなたが自分で判断してくださいよというのではなくて、それは、町の姓人があるんじゃないかなと思うんですが、この点について、町長どうお考えなのかをお願いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

各地で長雨、また、台風、暴風雨、また、突風や何かでの被害が本当に各地で起きている、災害はいつ、何が起きるかわからないということは、今、村田議員の言われたとおり、確かなことであります。

それに対して、まだ町のほうのそういう段取りが進んではいないという、そういうふうなご指摘だったというふうに思います。

そのことについて、防災、また、安全安心に暮らしていただけるまちづくりを目指すということでありますので、やはり、それは担当課としっかりとその辺を検討して、お知らせをするような形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 急傾斜地の地権者の皆さんのほうには、この指定した段階で通知が出ています、こういうことでございます。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） そうすると、地権者の皆さんは、自分のところに急傾斜地だという認識があたりになるということですね。しかも、そこが松が枯れたりして、倒壊の危険性があるというようなことは、地権者にはわかっていらっしゃるというご認識ですね。それについてはわかりました。

そうしますと、民間の土地の皆さんで松枯れをした場合の伐採、これを非常に心配になる、先ほど人家がどのくらい、何戸くらい近接している場所があるかという点で、数字をつかまれていなかったんですけども、伐採に対する町の補助制度がどのようなものがあるのか。そのことをまずお伺いした上で、そのことを地権者の方にきちっとお知らせしているのかどうか、お伺いします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

松くい虫の伐倒に関しての補助事業ですが、町では現在、山林外の松くい虫の伐採の補助事業を設けております。事業費の2分の1で上限10万円というものであります。しかし、これは山林外ということで、墓地ですとか、雑種地等にある松くい虫の伐採についての補助です。

いわゆる山林については、町で行っております伐倒駆除で対応できるということで、先ほど申し上げましたとおり、年間700m³から800m³のものを、町として伐採をしております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 確認ですが、そうすると山林外については補助事業があると、2分の1で10万円以内なんですけれども、山林については、町の対応でというお答えだったんですが、この山林についての山林というのは、町有地ということで認識してよろしいんでしょうか。それとも、民間の山林についても町が対応しているというふうに考えていいんでしょうか。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

これについては、地目が山林ということで、町所有でなくても、所有者が個人であっても対応ができるということです。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） わかりました。そうすると、私が心配する松枯れをしているところで、

しかも土砂災害警戒区域に指定をされた地権者の方には、お申し出をいただければ、山林であれば町が対応してくれるというふうに考えてよろしいわけですね。そして、そのことは地権者にはお知らせをしてあるということでもよろしいですか。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

私どもは、土砂災害危険箇所にある松くい虫については、その地権者には連絡はしておりません。それもまだ把握もできていないということです。

ですが、今回のご質問により、そういった情報があるとすれば、町とすれば、今後、そのような状況を把握する必要があると思っております。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 町としても、土砂災害警戒区域で枯れた松があるという状況を、私はぜひつかんでいただきたいと同時に、その山林に近接をする住民の方が、これは何とかしてほしいという方は、私はすぐ申し出をしておいていただきたいと。そのほうが、被害を未然に防げるのではないかということでは、ちょっとお知らせをした方がいいかなという気がするんですが、大変な異常気象で、大変大雨、大風、地盤が緩むというこのところの異常気象があるものですから、被害がある前に、ここは心配だよという方は、ぜひ、お申し出をということを広報なりでお知らせいただきたいと思うんですがいかがでしょうか。これは、総務課長さんでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

先ほどの関係する戸数なんですが、警戒区域内の戸数ですが183戸です。160カ所ございまして、183戸が警戒区域の中の戸数ということで、それぞれ、警戒区域ごとに戸数を把握しておりまして、全部の集計というのができてなかったということです、申しわけございませんでした。

それで、広報につきましては、ただいまご指摘がありましたとおり、そのような広報をかけていくことは可能だと思いますので、検討していきたいと思っております。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） これから台風シーズンを迎えるので、転ばぬ先の杖で、きちっとそのように対応していただきたいということを強く要望しておきます。

次の問題に移ります。

まず、災害対策についてです。

火事などの災害に遭われた方に対する町としてのお見舞い制度についてです。

先日、町内で火事があり、全焼とのことでした。多くの家財が水浸しで、家の方が家財の整理に追われていました。何もかも失ってしまう家事というのは、家族にとっても大変なショックです。その損失は計り知れないものがあります。

我が家も、実は火事に見舞われたことがあります。不注意による出火でしたが、ご

近所はもちろん、多くの方たちのお見舞いにより、家の再建に大きな励ましとなりました。立科町には、本当にやさしい方たちがお住まいなのだなどと感激して、また、本当にありがたかったことを忘れません。

また、近年は異常気象により、暴風、突風、豪雨、豪雪、洪水、地震などが生ずる恐れが、近年非常に高まっています。豪雪でハウスが倒壊した折には、議会や町民の運動で、片づけには100%、再建にも9割補助という強力な制度ができて、大助かりだったと聞いています。

先日のトップでは、枯れた松も何本も倒れたそうですが、ベランダの屋根が吹っ飛んだ家もありました。こうした災害に遭われたとき、町としても何らかのお見舞いができないものかと考えました。

そこで質問です。

まず、先日の大風での被害状況はどのようなものでしょうか。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） ただいまのご質問については、その人数、また把握については、担当課のほうから説明をさせていただきます。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） これについては、具体的に通告をしてなかったもので、被害状況についてはお答えはいいです。ただ、まとめてはおられますよね。消防とかで、まとめておられると思ったので、お願いしたいところだったんですが、まとめてあればお願いしたいんですけれど。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 大雨警報等が出た場合は、消防担当が役場のほうに詰めて、その情報をまとめております。

ちょっとその資料が手元にございませんで、またあとでご報告させていただきたいと思います。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それで、町としての、こういう災害があったときの助け合いとか、お見舞いの制度というのは、どのようなものがあるのでしょうか。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

家事などの災害に遭われた方に対する町としてのお見舞いということでもあります。

町では、災害弔慰金の支給等に関する法律、また、その支給等に関する法律施行令、これは国のほうの法律であります。この法律に準拠いたしまして、暴風、豪雨、地震、洪水、その他、異常な自然災害により亡くなられた町民の遺族に対する、そういった弔慰金の支給でありますとか、自然災害によって精神、または身体に著しい傷害を受

けた町民に災害の傷害の見舞金の支給、また、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対する災害の援護資金の貸し付け等について、この法律に基づいて、条例、また施行規則、これを定めておられます。

災害によって死亡した方、1人当たりの災害の弔慰金額につきましては、最高で500万円から250万円と。また、見舞金等については、その生計等の形態等にもよりますが、少なくとも250万円、また、その他の場合にあつては125万円というようなことで、自然災害については、条例、法令の中で定めてあるところであります。

また、議員さんのご質問、いわゆる通常のお見舞い金というようなことについての定めについては、町としては、今のところございません。

また、火災におけます災害についての見舞金のお見舞いの制度についてでありますけれども、立科町の社会福祉協議会、こちらのほうにおいて、火災義捐金の募集、また、慰問等の対応をいただいているところであります。

火災義捐金の募集については、社会福祉協議会の規定の中で、町内全戸を対象に募集をして、協議会長が代表して被災者のお宅へ持参をして慰問をすると、そんなような形でっております。

また、義捐金の結果、また、被災者の状況に等については、協議会における理事会、また、町、または協議会の広報において、報告するというような形で福祉協議会のほうで規則として定められております。

なお、社会福祉協議会のほうでは、日本赤十字社、また、社会福祉法人長野県共同募金会、こちらのほうの災害援護金等の制度の取次等もしております。

以上になります。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ただいま災害弔慰金の支給等に関する条例についてのご説明もありましたけれど、この場合は、町民が死亡をしたとき、もしくは傷害を負ったときということですね。ということで、こういう制度があるということは、ひとつ大きな安心かなというふうに思います。

しかし、そこに至らないまでも、火事などで家財道具も大変な損害を受けるわけなので、見舞金を町として支給ができないかと。前、私のおったところでは、全焼の場合10万円、半焼の場合5万円ということでありました。本当に、皆さんのお気持ちで、全町をあげてのお見舞い金が届いて、私もとてもうれしかったことを覚えておりますが、町としても、やはり弔意、そういう災害に対するお見舞いの気持ちを形にするということで、この弔慰金制度の一部を変えて、お見舞い制度として、まとめてそういう見舞金の新設についてはお考えいただけないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（土屋春江君） 青井町民課長。

町民課長（青井義和君） お答えをいたします。

先ほど申しあげました災害弔慰金等の法律に基づいた条例、これは町で定めている

ところであります。

火災等の義捐金でありますとか、そういったもの、社会福祉協議会で取り扱っている規則、規定の中で今まで取り扱ってきておりました。

私も議員さんが前いらっしゃいました寒川町でありますとか、全国の中の市町村等のそういったお見舞い金等の制度等もいろいろ調べさせていただいております。大方、火災については、全焼で10万円くらいから、半焼、それから、そういった中で5万円、3万円と、そのような形の中で、それぞれの市町村が取り扱っているところはあるようでございます。

こういったものについては、これからいろいろな中で精査をしながら、住んでよかった、安心、住みよい町だというふうなもので、立科町振興計画の中ででもうたっておりますけれども、そういったものも精査しながら、お見舞い金等については、やはり精査して検討していくべきかなというふうに考えておりますが、やはり、今現在までの中で、社会福祉協議会で行っております義捐金の制度、非常に充実、そういった皆さんのお気持ちがまとまっている制度であると思っております。

そういった部分も含めながら、そういったこれらの自然災害、いろんな災害に対するお見舞い金等については検討していくというような考えもありますので、よろしく願いいたします。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ちょっと済みません。ちょっと戻ります。ごめんなさい。

先ほどの松枯れの計画的伐採の中で、先ほどの洪水警戒区域で家で近接している数字が出ました。ここは、ぜひ計画的な伐採の中での優先順位を最高位のほうに移していただいて、ぜひやっていただきたいと思うんですが、それについてのご回答を、小平さんお願いいたします。それ、忘れました。済みません。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

先ほど来申し上げましたとおり、把握をする必要があると、把握をしたら、そのあと対応していかなくちゃいけないというふうに認識をしております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 松枯れの問題については、土砂災害警戒区域というのは非常に危ないところなので、これは優先順位を高くして、特に、住民から申し出のあったところから順番に早い対応をお願いしたいと思います。

次に戻りまして、見舞金の支給についてお調べいただきまして心強い限りですが、町としての気持ちをあらわすということと、こういう制度があるというが、あってはいけないことですが、万が一のときにはこういう制度もあるというところが、ひとつ大きな安心につながろうということで、研究をしてくださるということなので

伺いました。

それについて、新しい町政をつくるという点での町長のお考えをお伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

私も現在、社会福祉協議会の協議会長という立場の中で、今、町民課長のほうからご説明がありましたように、その社会福祉協議会の規定の中で、そういうふうな対応をさせていただいております。

以前、やはり火災で被害を見舞われた方に、町のその当時の協議会長のお名前で、迅速に、その全戸に見舞金の募集をするチラシが配布されたことを私も覚えております。

そういう中で、立科町は、本当に全町民がみんなでそういう皆さんのためにいろいろなことをやっていくという、そういうふうないい風土、気風もあるというふうに感じております。

また、町民課長が言われたように、町としてはどうするかということは、今後、やはりしっかりと検討させていただきながら、また、その分で予算をとるという形になれば議会の皆さんにもお諮りをして、協議をさせていただくことになると思います。

また、そういうふうな形で考えさせ得ていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 火災というのは、しょっちゅうあるわけではありませんよね。あつてはいけないことですが、しかし、そういうときのためにも、こういう制度を、ぜひ私はつくっていただきたいなというふうに思っております。

これは、ぜひ研究をして、町としてのお見舞金制度を実施の方向で検討いただきたいということを申し上げておきます。

次に、1番の町施設の利用についてにまいります。

町施設の利用について、多くの町民に開かれた施設になってほしいとの願いをこめて質問をいたします。

まず第1に、耕福館の利用についてお伺いをいたします。

遠く浅間連山を望むすばらしい眺望の場所に耕福館は建っています。この木造で、すばらしく天井の高いつくりというのは、解放感にあふれて、初めてここを利用させていただいたときは、立科町は何て素晴らしい施設を持っているんだろうかと関心をいたしました。

ところがその後、この場所は有料であるということで、利用料を支払うことになりました。実は、そのときは九条の会で、地元の食材を使って調理をし、食事をしながら学習をしようという試みでした。町民の参加で、講師は外部から招きましたが、施設利用が有料ということで、大変びっくりいたしました。また、町外の人利用はで

きないといわれたということで、二度びっくりいたしました。

そこで質問です。

都市農村交流センターというのが正式名称と伺いました。この施設は、どんな目的手つくられたのか、設立の趣旨をお伺いします。また、県の施設を町に無償譲渡されたとも伺いました。そのときの条件はどのようなものでしたか。お伺いします。これは小平課長さん、お願いいたします。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） 今の村田議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

耕福館の利用についてということだと思いますけれども、通称耕福館、交流促進センター、また、立科町都市農村交流センター施設の運用、また、利用についてということは、担当課のほうからご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お願いいたします。

通称耕福館、交流促進センターですが、これは、立科町都市農村交流施設の設置及び管理に関する条例に基づいて設置をされております。

この中に設置をされているものは、交流センターのほかに、簡易休憩施設機能、いわゆるクラインガルテン、農産物加工直売食材供給施設、いわゆる農ん喜村と一緒に掲載をされているものでありまして、その目的であります第2条に、都市住民との交流を通じて活力ある地域づくりを推進し、農村資源の保全と地域産業の活性化に資することを目的とし、交流施設を設置するという設置目的になっております。

続きまして、そのあと、県からの譲渡について、どのようなことがあったかということですが、その件については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、ここではちょっとわかりかねます。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） まず先に、交流センターと銘打っている施設が、なぜ町外の人利用を制限するのでしょうか。その理由は何でしょうか。

町の行う交流は、例えば、姉妹都市である相模原市や愛川町など、子供たちを招いての体験交流があるというふうに聞いております。町民の利用するときに、町外の人利用を制限するというのは道理に合わないというふうに思うんですが、その実態、そして、その根拠をお知らせください。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

条例の中で、交流促進センターを使用する者については、使用料を納付をしなければならないということですが、減免措置がございます。それは、公共的機関、団体が

使用する場合、それともう1つは、町民、または町民で構成する団体が非営利目的の活動に使用する場合についてを減免をするという形になっておりまして、通常、使用料を納付しなければいけない。ですが、町民が使う場合については、減免措置があると。

先ほどの村田議員さんのお話によって、そのときは町外の方も来られているんじゃないかなと思いますが、その方に対して、使用料がかかったんでしょないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 九条の会というのは、町内の住民で構成されています。講師は、外部から招きましたけれども、こういうことはよくあることだというふうに思います。

減免規定には、町民、または町民で構成する団体が非営利目的の活動に使用する場合は無料だというふうにご書いてあります。しかも、地元の食材を使った食事会、そして、そこで一緒に学習をしたわけですが、それがなぜ減免の対象にならなかったのでしょうか。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

非営利目的の活動に使用する場合ということでありまして、そのときは、確か食材を利用し、その食材を確か、いわゆる食事代を賄うための料金をいただくといったことがあったんじゃないかなというふうに記憶をしております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 町民が活動する場合に、お互いにお金がありませんから、かかった費用については、当然自前で賄うのは当たり前の原則ではないですか。そういうための参加費をいただくということが、町民の団体にはよくあることだというふうに思います。そのときに営利が目的だったと、どうして言えるのでしょうか。

もうけを目的としたという判断で使用料が発生しました。これは、この条例からすると違反をするんだと思うんですが、これは九条の会に限らないと思うんですね。いろいろな調理の会、女性たちの会をやるときには、実費負担は当然のこととして徴収いたします。そういう人たちが、町民が利用する場合には無料とするというふうにご書いてあるところです。そこを営利というふうにご判断したというのは、私はおかしいと思うんですけれども、そこら辺の実費負担に対する考え方というのは持っておられないのでしょうか。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

そのときも議論がされたかと思いますが、いわゆるみんなで作って食材をみんなが

利用するといったことではなく、確か、誰かが持ってきたものをわけたとか、そのとき議論をした経過が定かではありませんが、内部で協議をした結果、そうなったと思います。

詳しい記憶がなくて、大変申し訳ありませんが以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） まず、施設使用料というのがどのような場合に徴収されるかというところで、今、お話のあった営利か、非営利かと、営利の場合はというお話だったんですが、町民の団体であるということがわかり、しかもその内容が実費相当分であるときは、それは営利とはみなさないということを原則として確立していただかないと、いろんな集会、いろんなことをやろうとしたときに、それに必要な経費を賄うだけの会費をとる場合は、有料、つまり営利とみなされるということにつながってまいりますので、そこは一定程度の歯どめ、見識が必要ではないかと思うんですけど、つまり実費負担のための参加費を徴収した場合には、それは、営利ではないという判断は私は必要だというふうに思うんですが、これについての見解をもう一度お願いいたします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） そのときの経過については、再度確認をさせていただきたいと思えます。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君、マイクを通して言ってください。

4番（村田桂子君） 私は今、九条の会は離れて、町民の団体が耕福館を活用するときに、それを、例えばそこで地元の食材を使いながら、そうはいっても肉とかを買ったりしますよね。それに必要なお金を参加費として徴収する場合には、それは営利ではないというふうな見方をしてもらわなければ、耕福館は非常に使いにくいのではないかと、私はお話しているんです。

そのことについて、お金をとれば即営利だと判断するほうがおかしいのではないですかという原則の問題を言っているんです。そこについての判断をお願いします。町長についてもあとでお伺いしますので、もう一度そこ、お金をとれば即営利だという判断することが時代遅れかなと。どこでも、JAの女性会なんかでも佐久市の施設を使って活動するときがありますが、なからず参加費は必要ですよ。そういうことがあのににもかかわらず、この耕福館については、それが営利とみなされて、町民の団体でありながら、施設利用料として何千円もとられるということがおかしいと、それを私は嚴重に精査すべきだと思うんですけども、それについての考え方です。もう一度お願いします。小平さん。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

その活動が非営利目的であるとすれば減免対象になりますので、内容については、

精査をして検討していくということになります。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 単純に参加費をいただいたからといって、それが営利だというふうに判断して、施設利用料を徴収するというやり方は、私は、この耕福館の設立趣旨には合わないと思います。

やっぱり地元の食材を活用したり、農家の人たちの交流を通して農村を元気にする。そしてまた、地元の食材を使うことで、地産地消にも拍車がかかる。そして、そういう技をいろんな人に共有することで、農業やさまざまな工夫の技が伝わっていくという、耕福館の設立趣旨を考えれば、そういうことは当然あり得ることなので、私は、参加費を徴収する場合には、それが営利かどうかという即の判断での施設利用料を徴収することについては、私は慎重であるべきだ。むしろ、この条例の精神からすれば、町民の団体は無料とする、減免とするというところを原則にさせていただきたいと思えます。これについては、町長、お考えをお願いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、今、村田議員が言われた事例について、私も把握をしておらなかったことを深くおわびを申し上げます。

この耕福館の使用条例だとか、そういう部分に対しても、私のほうでしっかりと把握をしていなかったということは、私もしっかりとその辺を調べて、また、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

しかし、それが無料であるのか、有料であるのかというところに関しては、町の公民館を使用するに当たっても、ボランティアの皆さんも使用料をお支払いになって利用をされている。また、各地区の公民館、私たちも公民館を区民として利用しても、やはりある程度の区に対しての使用料を払っているということであれば、趣旨的には、やはり使うのであれば、ある程度の負担はあってもいいのかなというようなことも感じてはおります。

しかし、それがこの使用規定に関して、町民が営利目的ではなく使用する場合には無料であるというような記載に関して、これから統一して、そういうところではどうなのかというところが、しっかりと担当課とも練って、また、改善はしていけるところはしていくべきだというふうに感じております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 続いて、みそづくり、もち加工のお話に行きたいと思えます。

これまた1日当たり1,000円の利用料となっています。5人でも、10人でもこの利用料ということで、大勢でやれば、それだけ1人あたりは割安となりますが、それでもみそづくりには三、四日かかるものであり、3,000円から4,000円の利用料となりま

す。

自分でつくった豆を持ちより、手づくりみその伝統を次の世代に伝えるという点では、大変すばらしい取り組みだと思います。こうした体験ができるのも、地産地消を奨励するものであり、また、農村ならではの伝統の技だと思います。

しかし、料金が少し高いではありませんか。料金の値上げをする前としたあとの利用者の変化についてお知らせください。実績数でお願いいたします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

このみそづくりの使用料につきましては、平成24年3月の定例会において、条例の改正があったものです。それまでは1回500円であったものが1日1,000円となったということで、3月の定例会で議決をされました。

それ以前とそれ以後の利用者の推移であります。これについては、組数で申し上げます。いわゆる組数の中には、何人、グループで使う方もいらっしゃいますので、組数で把握をしておりますが、平成21年は38組、22年は34組、23年は45組、24年は36組、25年は31組、26年は34組といった推移になっております。しかし、23年以前は、1人で2回とかご利用なさった方もいらっしゃいますので、そんな数字も含まれております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 先ほど1回500円が1日1,000円になったというお話だったんですが、これについても、からくりというか、よく伺いますと、1回500円というのは、みそづくりの工程を全部含めて500円だったそうです。それが1日1,000円になりますと、4工程になりますと4,000円になると、つまり500えんが4,000円になったという点では、8倍になったというふうに利用者の方はおっしゃいました。

利用回数、組数を聞きますと、そんなに減ってはいませんから、みそづくりが着々と根づいたかなと。その楽しさと自家製のみそが、手前みそという言葉のとおり、とても美味しいものができるので、これは定着してつくられているということを実感するわけですが、それにしても1回500円が4,000円になったという点では、べらぼうな値上げだなというふうなことを私は聞いてびっくりをいたしました。

先ほどの耕福館がつけられたときの県からの移設の条件、そのときの書類を私もいただきましたので、小平さんお持ちでなかったようですが、ちょっとご紹介したいと思います。

これは、農村活性化拠点施設の管理運営方針という運営の基本方針の中に、ここに住民参加が基本であるので、広く町民の参加の機会を与えることとか、間接、直接を問わず、多くの住民の参加、または利用を促進し、事業の効果を最大限に発揮させるものというところと合わせて、この耕福館の使用については、水光熱費とか、そうい

うものについては徴収しないというふうな規定がありました。

同じ交流施設の中のクライנגルテンや農ん喜村については、使用料金を徴収する
とありますけれども、このいわゆる町民の利用については、これを徴収しないという
規定があるというふうに私も伺っております。

ですから、500円を設定したところからどうなのかなということも問われるわけ
ですけれども、いずれにしても、合計で3,000円から4,000円に大幅に値上げをしたとい
うところは、これはちょっとやりすぎではないかなという気がしております。

この値段については、議会でもさまざまな議論があったというふうに聞いておりま
すけれども、自分で豆を持ちこむことから考えると、使われる水道、電気、ガスのそ
こら辺の実費負担という考え方に立ったとしても、4,000円というのは高いのではな
いかなというふうに思うんですけれども、これについての具体的な精査は、住民の皆
さん、利用者の皆さんと具体的に懇談をして設定をされたのでしょうか。小平さん、
伺います。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

1,000円になった経過についてですが、その利用者との懇談会は開かれてはいな
いと思います。1,000円になったあと、いろいろな議論の中でその説明が開かれてき
たんではないかなと思いますが、ここ2年、いわゆる先ほど言いました利用者から高
いといった意見は出されておられません。

ですので、私どもについては、利用者についてはご理解をいただいているんじ
ゃないかなというふうに理解をしております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） また近々、ご利用の方は申請書、要望書を出す予定だそうです。

やっぱり、みそづくりの体験、大変すばらしいので、もっと多くの方に利用してい
ただきたいという点では、私はもっと実績に即した利用料金にすること、もしくは、
町民の利用については、この条例の中で、4時間以内1人100円というような規定あ
るわけですから、やはりこれとの整合性もありますので、ぜひ精査をしていただき
たいということを申し上げております。

本来、税金でつくった町の施設、しかも、県から無償譲渡されたわけですから、町
民が利用しやすいように無料であるべき、あるいは実費にすべきだと考えます。精査
をお願いしたいと思います。

次に、人権センターの利用についてお伺いいたします。

私もこの町の住民になって2年半がたとうとしております。公民館や老人福祉セン
ターなど利用して、楽しい催しやためになる講座、講演などに参加し、勉強させてい
ただきました。

しかし、人権センターというものがそばにあっても利用したことがありません。せっかく施設がありながら、利用がないというのも残念なことで、何か利用しにくい仕組みがあるのではないかと考えるわけです。

そこで質問です。

まず、この人権センターの設立の目的は何でしょうか。また、昨年度の人権センターの利用状況は、何回、何人でしたか。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 人権センターのご質問でございますが、人権センターは、平成13年3月に立科町の人権問題、教育啓発の拠点として建設され、現在は町民の皆さんのコミュニティの場として利用いただいております。

センター内には、会議室兼研修室、調理実習室、相談室が設置されており、平成24年度までは、職員が在中しておりましたが、現在は公民館で貸し出し等管理を行っております。

使用料につきましては、昼、夜単位で会議室、調理室が1,000円、相談室が500円となっておりますが、減免規定がございますので、町民のほとんどの団体は無料で使用いただいております。

現在の利用状況ですが、料理教室、生け花教室、器楽演奏をはじめ、各種会議、また、選挙のときには期日前投書会場として定着しております。

平成26年の利用実績は、91日の利用がございました。申しわけございませんが、人数の把握はしてございません。

今後も町民の皆さんに有効に利用していただくよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 使用料の規定がありまして、今、ご紹介いただきましたが、人権についての学習や活動の施設であるということにもかかわらず、使用料が設定されているということに大変違和感を覚えます。

そこで質問します。

減免規定ですが、これを減免することができるかとありますけれども、どのような場合に減免されますか。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 管理規則がございます。ここでは、第8条で使用料の減免というのがございますが、国、県及び町並びに町が必要と認めた団体が、福祉厚生、供用文化の向上を図るために、演奏会、研修会、展示会、その他これに類するものに使用する場合は100分の100ということがございます。

2番として、町長が特別の事由のあると認めた場合、減免率はそのつど定めるとな

っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） そこでお伺いしますが、ここで規定する団体、町が必要と認めた団体というのほどのようなものであり、何団体あるのでしょうか。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 教育文化のために活動する団体とか、趣味、その他、いろいろな団体があると思いますが、そういった団体の数というのは、特に私どもとしては確認してございません。

ですから、町民の皆さんがほとんどこういった研修の場とか、教育文化の、ほとんどそういうことに使うケースが多いと思いますが、その場合については減免対象になるということで、現在、使用されている状況を見ますと、特別な、先ほど交流センターの問題もありましたが、営業等に利用しているような場合を除いては、減免となっております。使用料をいただいた経過はございません。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 先ほどの使用実績を伺いますと、365日あるうち、休日が年末年始を除いて全日解放ということになっておりますが、そうすると、約350日、60日ぐらいいは空いているところ、91日しか利用していないということになると、4分の1しか利用していないということになりますよね。

やはりここは、もっときちっと校訪問ながら活用くださいということも必要だろうと思うんですけど、ここを減免規定ではなく、原則、町民の利用は無料とするというふうに規定を変えて、有料規定を例外として定めたいかがでしょうか。そうすることで、町民は公民館と同じように利用できるものと考えますし、さらに利用が広がるというふうに思います。

つまり、人権を頭にかぶせたものですから、やはり、これは広く町民の皆さんがさまざまな活動ができるという点では無料を原則とすると。有料の場合は、こういう場合だという、むしろそういう規定にしたらどうかと思います。そうすると、さらに利用が広がるのではないかと思います。まずこれは、荻原さんお願いします。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 先ほど申しましたとおり、減免による使用がほとんどのような状況にはなっておりますが、類似のコミュニティセンター、人権センター、それぞれの町村にもございますので、その辺、近隣の町村状況等も見まして、検討してまいりたいと思っております。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 最後になりました。

私はここを町長にもぜひお伺いしたいんですが、やっぱり、開かれた町政、町民参

加のまちづくりという点でも、町民活動を活発にするためにも、ぜひ原則は無料にして、有料来てはごく例外にして利用しやすいようにすると。実費負担は認めて、そういうのは営利を目的としないというふうに、私はきちっと考えるべきだと思うんですけども、これについて、町長のご見解をお伺いします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

村田議員の言われるとおり、いろいろな施設において、まだまだ統一をされていない、どういう目的で、どういうふうにしていくのかというところが、やはりまだ整理をされていない部分も多々あるように感じております。

その中で、町としても各担当課、各そういう施設を持っている課とも連携をとりながら、そういう部分、町民が利用する施設に関して、また、皆さんが利用しやすいようなやり方ということも、また担当課とも考えていきながら、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

議長（土屋春江君） これで、4番、村田桂子君の一般質問を終わります。

ここで長坂総務課長から発言を求められていますので、発言を許可します。

総務課長（長坂徳三君） 先ほどの一般質問の中で、村田議員さんの中から、先日の突風による災害の被害状況のご質問がございました。判明しましたので、お答えを申し上げます。

8月6日の日の風による被害でございますが、倒木が3カ所ございました。それと、倉庫の屋根のトタンの屋根が飛んだのが1カ所、それと、ベランダの屋根が飛んだところが1カ所ございました。それと、雷によりまして防犯灯が切れたというのが3カ所ございました。

ただ、防犯灯につきましては、この日の雷なのか、そのあとの雷なのかかわからないところが、もう数箇所ございます。その日にわかったのが3カ所ということでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（午後4時52分 散会）